

環境行動計画

—環境危機を乗り越え、持続可能な社会を目指す—

平成26年3月 策定



国土交通省

環境行動計画(2014~2020)(概要)

—環境危機を乗り越え、持続可能な社会を目指す—

環境政策を巡る情勢と課題

環境危機の深刻化

- 東日本大震災以降の我が国のエネルギー供給体制の脆弱性の深化、CO₂排出量の大幅増
- IPCC第五次評価報告書における世界的な地球温暖化の進行に伴う災害リスク増の指摘
- 世界全体での資源制約の強まり
- 世界的な生物多様性の劇的な損失危機

重要課題

- 省エネ強化、再生可能エネルギーの徹底活用等により長期的な温室効果ガス排出量を大幅削減する「緩和策」と気候変動による様々な影響に対処する「適応策」の両輪に係る施策の充実強化
- バイオマスのエネルギー・資源利用推進強化、建設廃棄物の削減、効率的な静脈物流システムの構築支援
- 自治体、企業、NPO、地元住民等多様な主体との連携・協働による生態系ネットワークの充実強化

基本とすべき5つの視点

総合性・連携性の発揮

- | | |
|---|---|
| (1) 環境と経済・社会の統合的向上、グリーン・イノベーション※貢献
※環境分野の技術革新による経済発展 | (例: 環境対応車の開発・普及及び住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ・再エネ関係の技術開発・普及促進の一体的推進) |
| (2) 技術力を活かした国際交渉や国際環境協力に取り組む | (例: IMOにおけるCO ₂ 排出規制の国際的枠組み作り主導と世界最先端の海洋環境技術開発・海外展開の一体的推進、再生水に係る国際標準化) |
| (3) 面的な広がりを視野に入れた環境保全施策の展開 | (例: 流域単位における生態系ネットワーク形成、低炭素都市づくりの推進) |
| (4) 人や企業の行動変容、参画・協働の推進 | (例: 環境教育、「見える化」等による公共交通機関利用、省エネ性能の優れた住宅・建築物の選択促進、多様な主体との連携による生態系ネットワーク形成) |
| (5) 長期的視野からの継続的な施策展開を重視する | (例: 長期的な気候変動予測、リスク評価等に基づく適応策決定、継続的リスク評価による見直し) |

今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」

I. 低炭素社会

1. 地球温暖化対策・緩和策の推進

- 1-1 低炭素都市づくりの推進
- 1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進
- 1-3 交通流対策等の推進
- 1-4 公共交通機関の利用促進
- 1-5 物流の効率化等の推進
- 1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進
- 1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- 1-8 下水道における省エネ対策等の推進
- 1-9 建設機械の環境対策の推進
- 1-10 温室効果ガス吸収源対策の推進

2. 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

- 2-1 海洋再生可能エネルギー利用の推進
- 2-2 小水力発電の推進
- 2-3 下水道バイオマス等の利用の推進
- 2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進
- 2-5 気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援
- 2-6 国土交通分野の技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

3. 地球温暖化対策・適応策の推進

- 3-1 国土交通分野の技術力・総合力を活かした適応策の推進
- 3-2 水災害・沿岸分野における適応策の推進

IV. 分野横断的な取組

6. 環境保全の行動変容施策等の継続的展開

- 6-1 モビリティ・マネジメントによる自動車のかしこい利用等低炭素社会を支えるライフスタイル変容の促し
- 6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進
- 6-3 気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進
- 6-4 建設リサイクルの取り組みの普及啓発による建設リサイクル参画の推進
- 6-5 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

II. 自然共生社会

4. 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

- 4-1 健全な水循環の確保の推進
- 4-2 海の再生・保全
- 4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進
- 4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

III. 循環型社会

5. 循環型社会の形成に向けた取組の推進

- 5-1 建設リサイクルの推進
- 5-2 中古住宅流通・リフォームの促進
- 5-3 下水道資源の有効利用の推進
- 5-4 リサイクルポート施策の推進
- 5-5 海面処分場の計画的な整備の推進

7. 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

- 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進
- 7-2 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進
- 7-3 省エネ強化・再生可能エネルギー導入支援等に向けた環境貢献の高度化
- 7-4 気象情報による環境貢献の高度化
- 7-5 地球地図の整備による環境貢献の高度化
- 7-6 ICTを活用した環境貢献の高度化

はじめに

環境行動計画は、政府の「環境基本計画」を踏まえた、国土交通省の環境配慮方針として具体的な数値目標等による施策の進捗を管理するPDCAのツールとしての役割を有しており、また、国土交通省が取り組む環境関連施策の体系化としての役割も有している。

これまでも、前計画の計画期間である2008～2012年度において、「低炭素社会」分野では、我が国のCO2排出量の過半を運輸・民生部門が占める中、「京都議定書目標達成計画」の推進に大きな役割を担っている自動車単体対策、住宅・建築物の省エネ性能の向上等の施策の推進に取り組んできた。また、「循環型社会」分野では、我が国の産業廃棄物排出量の約4割を下水汚泥及び建設廃棄物が占める中、下水汚泥のエネルギー・資源化、建設廃棄物のリサイクル、リサイクルポート等の施策の推進に取り組むとともに、「自然共生社会」分野では、社会資本整備と併せて自然環境の保全・再生・創出等の施策の推進に取り組んできたところであり、これらの施策展開を通じて、政府が目指している「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の統合的な達成による健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される「持続可能な社会」の実現に貢献してきたところである。

その一方で、前環境行動計画策定時から、各分野において環境危機が深刻化しており、これらの対応が政府の環境政策における重要かつ喫緊の課題になっている。例えば、平成25年9月のIPCC第5次計画報告書によると、21世紀末までに、世界平均気温は0.3～4.8℃、世界平均海面水位は0.26～0.82m上昇する可能性が高いなどの予測結果も示され地球温暖化の進行に伴う海面水位の上昇、大雨の強度・頻度の増加、台風の激化等により、水災害、土砂災害、高潮災害の頻発・激甚化といったリスクの増加が懸念される。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として甚大な人的・物的被害をもたらした。この震災による原子力発電所の事故や全国の原子力発電所の停止を受け、我が国のエネルギー供給体制の脆弱性が深化するとともに、我が国の温室効果ガスの排出量が大幅に増加している状況にある。特に、東日本大震災の被害や影響を契機に、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直すとともに、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直していく必要性が強く意識されるなど、国民の間に大きな価値観や意識の変化が生じている。

さらに、平成22年5月の地球規模生物多様性概況第3版（GB03）において、今後の10～20年間の行動によっては、世界的に生態系がある臨界点を超え生物多様性の劇的な損失などが生じる危険性が高いことが示されている。

これらの環境危機を乗り越えるために、国土の保全、運輸、住宅・建築物、まちづくり、気象等、多様な分野を所管し、安全・安心な国土・地域づくりを担う国土交通

省としては、省エネの強化や再生可能エネルギーの徹底活用、長期的な温室効果ガス排出量を大幅に削減する「緩和策」と国土強靱化の観点からも気候変動による様々なリスクに対処する「適応策」の両輪に係る施策の充実強化、生態系ネットワーク整備の更なる充実強化による生物多様性の保全と回復等に取り組まなければならない。その際には、全国に展開している地方支分部局における活動を含めて、現場業務から、ハード、ソフト両面での制度業務まで幅広く所掌する国土交通省の総合力を発揮するとともに、関係省庁、地方自治体との積極的な連携・協働や、国民、NPO、企業の幅広い参画・協力のもと、多様な施策展開に省を挙げて強力に取り組んでいく必要があり、国土交通省としても、本計画の推進にあたって、十分留意していくこととする。

そうした中、今回、平成26年度（2014年度）から平成32年度（2020年度）までの7カ年の計画期間設定のもと、スマートウェルネス住宅・シティをはじめとした低炭素都市づくりの推進、環境対応車の開発・普及、住宅・建築物の省エネ性能の向上等の「低炭素社会」分野、海の再生・保全、水と緑による生態系ネットワーク形成の推進等の「自然共生社会」分野における体系だった施策の展開を図り、さらに、「循環型社会」分野の各施策ともリンクしながら、施策効果の拡大を目指すことを基本的な考え方とし、従来からの大気汚染、騒音の低減等沿道環境の改善や、下水道の整備等公衆衛生の向上等の生活環境の確保の諸施策等に加え、

- (1) 規制、評価・表示、インセンティブ等による環境対応車の開発・普及、住宅・建築物の省エネ性能の向上等、運輸・民生部門の省エネ対策の強化に加え、スマートウェルネス住宅・シティをはじめとした低炭素都市づくりの推進、港湾や河川流水等のインフラ活用、下水道バイオマス利用の低コスト革新的技術実証等による再生可能エネルギー導入支援
- (2) 国交省の気候変動予測、リスク評価等を反映した、水災害・沿岸、交通インフラ、都市のヒートアイランド対策等の総合的な「適応計画」の策定
- (3) 地方公共団体、事業者、NPO等の民間団体、市民等多様な主体との連携による、緑地保全、湿地再生等の生態系ネットワークの充実強化

等の多様な施策展開に強力に取り組み、政府が目指す「持続可能な社会」実現に、省を挙げて貢献していく方針である。

第一章 環境政策を巡る情勢と課題

1. 政府において目指すべき持続可能な社会

我が国の環境政策については、政府全体の施策の大綱となる「第4次環境基本計画」が閣議決定（平成24年4月27日）されているが、同計画において、政府が目指すべき持続可能な社会については、「今日の社会が地球規模での環境問題である「地球温暖化の危機」、「資源浪費による危機」、「生態系の危機」の三つに直面しており、それぞれの危機から脱却し、人間社会の発展と繁栄を確保していくためには、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を構築することが、持続可能な社会を実現するために必要である。第4次環境基本計画において目指すべき持続可能な社会とは、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、各分野が、各主体参加の下で、統合的に達成され、健全な恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」としている。

2. 各分野における危機の深刻化に伴い生じた重要課題

それらの一方で、各分野においては、以下の通り、危機の深刻化が生じており、国土交通省としても、本計画においては、これらの危機の深刻化に伴い生じた重要課題に取り組み、政府が目指す「持続可能な社会」実現に貢献する。

（1）低炭素社会

平成25年9月のIPCC第5次評価報告書においては、人間活動に伴う温室効果ガスの排出が20世紀半ば以降に観測された温暖化の最も有力な要因であった可能性が極めて高いことや、二酸化炭素の累積排出量と世界平均気温の上昇量はほぼ比例関係にあることなどが報告されており、人為的温室効果ガス排出の早期削減の必要性・有効性が示唆されている。一方、同報告書によると、21世紀末までに、世界平均気温は0.3～4.8℃、世界平均海面水位は0.26～0.82m上昇する可能性が高いほか、中緯度の陸域などでは極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いとの予測結果も示されており、地球温暖化の進行に伴う海面水位の上昇、大雨の強度・頻度の増加、台風の激化等により、水害、土砂災害、高潮災害等の頻発・激甚化といったリスクの増加が懸念される。これらに加え、東日本大震災以降の我が国のエネルギー需給構造の脆弱性の深化、温室効果ガスの排出量が大幅に増加している状況等に鑑みると、今後、世界的な視点も踏まえ、省エネ強化、再生可能エネルギーの徹底活用等により長期的な温室効果ガス排出量を大幅削減する「緩和策」と、法律制定に伴う国土強靱化の必要性の観点からも気候変動による様々な影響に対処する「適応策」の両輪に係る施策の充実強化が政府における重要な課題になっている。

そういった中、国土交通省としては、これまで、「京都議定書目標達成計画」等に基づき取り組んできた運輸・民生部門等の省エネ対策の強化・再生可能エネルギー等の

導入支援に取り組むとともに、平成27年夏頃策定予定の政府における適応計画策定への積極的貢献に取り組む必要がある。

また、今後の総人口減少時代の本格的到来、高齢化の加速、財政制約の厳しさ等への対応にも寄与する観点から、スマートウェルネス住宅・シティをはじめとした低炭素都市づくり推進に取り組む必要がある。

(2) 循環型社会

東日本大震災以降の我が国のエネルギー需給構造の脆弱性の深化、世界全体での資源制約の強まりという危機を踏まえ、平成25年の循環型社会形成推進基本計画においては、循環も量の削減に加え、今後は、官民連携により、廃棄物等のエネルギー利用源、貴重な資源として有効活用という、循環の質にも着目した取組や、建設廃棄物の削減、効率的な静脈物流システムの構築が重要な課題になっている。

そういった中、我が国の産業廃棄物排出量の約4割を占める下水汚泥及び建設廃棄物の排出事業を所管する国土交通省としては、これまで取り組んできた下水汚泥のエネルギー・資源化、建設リサイクル法の厳密な運用、リサイクルポート施策の推進等について、今後は、官民連携により、革新的低コスト・高効率バイオマス利用技術の開発・普及による下水道バイオマスのエネルギー・資源利用推進強化、建設混合廃棄物の削減、中古住宅流通やリフォームの促進、需給や物流のマッチングを通じた静脈物流システムの構築など、循環資源利用の推進・強化に取り組む必要がある。

(3) 自然共生社会

今後の10～20年間の行動によっては、世界的に生態系がある臨界点を超え生物多様性の劇的な損失とそれに伴う人々が生態系から得ることができる食料、水、気候の安定などの様々な便益である生態系サービスの劣化が生じる危険性が高いという危機を踏まえ、平成24年の生物多様性国家戦略においては、多様な主体間での連携・協働を強力に進め、生態系ネットワーク整備の更なる充実強化による生物多様性の保全に取り組むことが政府における重要な課題になっている。

そういった中、国土交通省としては、これまで取り組んできた緑地の保全・緑化の推進、湿地の再生、海の再生等による自然環境の保全・再生・創出に係る施策について、更に、自治体、企業、NPO、地元住民等多様な主体との連携・協働の推進による生態系ネットワークの充実強化に取り組む必要がある。

第二章 環境政策推進の基本的な考え方

1. 基本とすべき5つの視点

今後の国土交通省における環境政策の推進に当たっては、各分野における危機の深刻化に伴う重要課題等について、次の5つの視点を基本的な考え方とすることにより、政府が目指す「持続可能な社会」の実現に貢献する。

その際には、国土の保全、運輸、住宅・建築物、まちづくり、気象等、多様な分野を所管するとともに、全国に展開している地方支分部局における活動を含めて、現場業務から、ハード、ソフト両面での制度業務まで幅広く所掌する国土交通省の総合力の発揮のもと、関係省庁、地方自治体、NPO、企業等とも積極的に連携・協働して取組を進める。

(1) 環境と経済・社会の統合的向上、グリーン・イノベーション貢献という視点

各分野における危機が深刻化している中で、経済を持続的に発展させるためには、企業が環境保全のための行動にさらに積極的に取り組む必要がある。そのためには、企業による環境に配慮した選択を促す施策の推進が重要であり、この観点から、運輸・民生部門等において、省エネ法に基づく規制、環境性能の評価・表示、税制・補助等のインセンティブ等による、環境対応車の開発・普及、ゼロエネルギー住宅の推進など住宅・建築物の省エネ性能の向上施策の強化等に取り組む。

これに加え、環境分野の技術革新による経済発展を目指すグリーンイノベーションを進めることは、環境分野への投資の活性化を通じて「環境と経済の好循環」につながることから、今後、官民連携による環境保全に向けた技術開発、例えば、運輸・民生部門における省エネ強化に向けた技術開発、下水道バイオマス等再生可能エネルギー導入支援に向けた技術開発、水素社会実現に向けた技術開発、社会資本分野におけるICT技術活用の推進等を通じた貢献に取り組むとともに、社会インフラの有効活用、安全面での民間リスク軽減、情報提供等を通じた、企業等による再生可能エネルギー導入支援等にも取り組む。

また、地域コミュニティの活性化による、環境保全の取組活性化、社会問題解決の基盤強化という好循環の創出の観点から、健全な水循環、水と緑による生態系ネットワーク形成等における自治体、企業、高齢者等の地域住民、NPO等との連携・協働による地域コミュニティの活性化等に取り組む。さらに、今後の人口減少・高齢化、財政制約の厳しさ等の進展の中、スマートウェルネス住宅・シティの実現を目指し、医療・福祉施設、子育て支援施設、日常生活に必要な小売店舗等の都市機能の集約化を通じた、高齢者が自立して暮らしていける環境や子育て世代が安心して生活、育児ができる環境整備、行政サービスの適正化等を推進する。

(2) 技術力を活かした国際交渉や国際環境協力に取り組むという視点

今回のIPCC第5次評価報告書等、気候変動の影響について世界的な視野を踏まえる

重要性が高まっている中、国際的な枠組みづくりに主導的に参加することと、我が国の先端的環境技術開発の一体的推進・海外展開を図ることは、地球環境の保全に貢献するとともに、我が国の持続的な経済発展にとっても有益であり、今後、例えば、官民連携のもと、海事分野における、IMO（国際海事機関）におけるCO2排出規制に係る国際的枠組みづくり主導と、世界最先端の海洋環境技術開発・普及促進の一体的推進、再生水に係る国際標準化等に戦略的に取り組む。

また、目覚ましい経済発展を見せるアジア新興国等で急速な都市化が進み様々な都市環境問題が発生しているが、我が国が戦後これまで官民で培ってきた都市開発、下水道事業等の経験・技術・ノウハウは、それらの国々にとって課題解決のための先行モデルとなり得ると考えられる。この観点から、海外における環境共生型都市開発、下水道事業等を官民一体の体制で支援・推進する。その際には、構想・企画から開発、管理運営までを視野に入れて事業機会の拡大を図る。

（３）面的な広がりを見視野に入れた環境保全施策の展開という視点

我が国国土に存在する自然環境は、CO2の吸収や水、食料、資源等、良好な景観、自然とのふれあいの場といった恩恵をもたらす、人の健康や生活を支えるとともに、様々な生物の生息・生育の空間を提供し、生態系サービスを生み出す基盤となっており、今後、自然環境の維持・回復につながる施策の推進に際しては、地域の将来像を描いた上で、課題の面的広がりを視野に入れた適切な施策の選択が必要である。この観点から、流域単位で解決すべき課題については、多様な流域関係者との連携のもと、浄化施設の設置・活用、底泥浚渫等の水質浄化や下水道の高度処理、再生水利用等の各種事業をパッケージ化した水質改善施策に加え、自然再生法に基づく協議会等を活用した多自然川づくり、緑の防潮堤の整備、土壌浄化法等による自然再生、都市公園の整備・民有緑地の創出、湿地の再生、海の再生等による生態系ネットワーク形成等に取り組む。

また、都市においては、環境負荷の低減の観点から、都市の低炭素化について、地域の実情に応じ都市全体を視野に入れつつ、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の一体的な利用推進や、地区・街区レベルでのエネルギーの面的利用、都市内の水の循環利用、バイオマス・排熱の有効利用等による都市のエネルギーシステムの低炭素化、水と緑の生態系ネットワーク形成・風の道の確保等によるヒートアイランド対策等とも相まった緑豊かで美しく風格あるまちづくり等による低炭素都市づくりを推進する。その際には、都市の低炭素化の促進に関する法律等に基づく低炭素まちづくり計画の作成支援、低炭素化効果、都市機能の集約化効果の「見える化」を図る評価手法の充実等に取り組む、自治体の創意工夫を活かした先進的取組の全国的普及拡大を図る。

（４）人や企業の行動変容、参画・協働の推進という視点

国民において幅広く環境保全の取組を浸透させるためには、環境教育、インセンティブ等により、人々や企業が自ら進んで環境保全に取り組もうとする意識改革や行動変容を促すソフト面の取組が重要である。例えば、温室効果ガスの大幅な削減の観点

からは、(1)において上述の規制、評価・表示、インセンティブ等に加え、講習、セミナー、表彰等のツールの幅広い活用により、企業による省エネ性能の優れた製品・サービスの提供のほか、公共交通機関利用・エコドライブ・エコ通勤、省エネ性能の優れた自動車、住宅・建築物の選択等が、国民において幅広く浸透するよう、継続的に取り組む。これらに加え、気候変動・防災に関する知識の普及啓発による防災意識の向上と、防災情報の有効利用の促進、建設リサイクルに関する技術の普及啓発による建設リサイクルへの参画の推進、河川・海・公園等のフィールドを活かした環境教育等による生物多様性に関する普及啓発に取り組む。

また、環境問題の解決のためには、環境に関する幅広い知見や、地域の生活に根ざした知恵を活用していくことが重要であり、例えば、豊岡市円山川におけるコウノトリの野生復帰と併せた地域振興については、地域における多様な主体との連携・協働による先進事例である。引き続き、生態系ネットワーク形成等の施策形成に際しては、自治体、企業、NPO、高齢者等の地域住民、さらには地域の歴史・文化等から得られる環境保全に関する知識・知恵を、緑、湿地の再生、海の再生等による生物多様性の保全のほか、地域の良好な景観形成、観光振興等の地域活性化にも活用させていくことが重要である。さらに、循環分野における下水道資源利用技術、建設リサイクル技術等の高度化、静脈物流システムの構築等に際しては、企業の有する先進的技術の活用や緊密な官民連携の構築が重要である。

(5) 長期的視野からの継続的な施策展開を重視するという視点

生態系ネットワークの整備等による自然環境の回復、省エネ対策等による温室効果ガスの排出量の大幅削減等には長期間を要すること、また、温室効果ガス排出が抑制されたとしても気候変動の影響は長期間持続すること等に鑑みると、今後、これらの施策については、それらの性質に応じて、長期的な視野に立った施策展開に努めなければならない。その際には、環境問題の多くは科学的な不確実性を伴うことから、その時点で利用可能な科学的知見に基づく環境へのリスク評価等を行った上で施策を決定し、その後、科学的知見の充実に努めながら、今後の社会経済状況、エネルギー政策及び国民の環境意識の変化、生態系のモニタリング結果、技術開発の状況、モデル事業等による先進的事例の全国展開の状況等を踏まえ、柔軟な、施策の追加・変更等の見直しを通じた継続的な施策展開に取り組む。

2. 本計画に基づく取組の進め方

(1) 計画期間の設定

本計画の実効性向上の観点から、計画期間については、地球温暖化対策の緩和策において国土交通省の重要施策である自動車、住宅・建築物の施策目標年次、政府における、COP16におけるカンクン合意履行のための地球温暖化対策の排出削減目標年次等を踏まえ、平成26年度(2014年度)から平成32年度(2020年度)までの7カ年とする。なお、計画期間中であっても、政府の環境・エネルギー政策の動向等を踏まえ、数値

目標等、適宜計画の見直しを行う。

(2) 今後のフォローアップについて

これまでも、国土交通省の環境政策の推進の観点から、毎年度、環境行動計画に位置づけられた施策について、その点検・公表を行っていたが、今後は、これらに加え、毎年度、社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議に、点検内容等について報告する。その際には、具体事例の共有を図るとともに、後述の今後推進すべき環境政策の「Ⅳ. 分野横断的な取組」については、特定の分野における環境教育の優れた取組を他の分野にも応用できないか等に留意して点検を行う。

第三章 今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」

各分野における危機の深刻化に伴う重要課題等について、国土交通省の総合力・技術力の発揮のもと、以下の「4分野」「7つの柱」に基づく施策の展開を通じて、政府が目指す「持続可能な社会」実現に貢献する。

※4分野: I. 低炭素社会、II. 自然共生社会、III. 循環型社会、IV. 分野横断的な取組

- 7つの柱: 1. 地球温暖化対策・緩和策の推進、2. 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進、
3. 地球温暖化対策・適応策の推進(以上、I 分野)
4. 自然共生社会の形成に向けた取組の推進(II 分野)
5. 循環型社会の形成に向けた取組の推進(III 分野)
6. 環境保全の行動変容施策等の継続的展開、7. 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進(以上、IV 分野)

I. 低炭素社会

< 1. 地球温暖化対策・緩和策の推進 >

※別表(各施策一覧表)の表1(15~20頁)参照

地球温暖化対策・緩和策について、我が国における二酸化炭素の総排出量の過半を占める運輸・民生部門において、省エネ法に基づく規制、環境性能の評価・表示、税制・補助等のインセンティブ等による事業者への環境性能の優れた技術革新誘導、消費者への環境性能の優れた商品・サービスへの選考誘導等を通じて、自動車の世界最高レベルの燃費改善、新車販売に占める次世代自動車割合の向上、新築住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化、ゼロエネルギー住宅の推進等、省エネ対策の強化等に取り組む。

また、スマートウェルネス住宅・シティの実現を目指し、省エネ性能等に優れ、高齢者等が安心して健康に暮らし、移動することができる住宅・まちづくり・交通に向けて、都市の低炭素化の促進に関する法律等を活用しながら、地域の将来像を描いた上で、地域の実情に応じ都市全体を視野に入れつつ、

- ・ 高齢者等の暮らしを支える医療・福祉施設、子育て支援施設、日常生活に必要な小売店舗等の都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の一体的な利用促進
- ・ 地区・街区レベルでのエネルギーの面的利用、都市内の水の循環利用、バイオマス・排熱の有効利用等による都市のエネルギーシステムの低炭素化
- ・ 水と緑の生態系ネットワークの形成、風の道の確保等によるヒートアイランド対策等とも相まった緑豊かで美しく風格あるまちづくり

等を通じた、「低炭素」「自然共生」「循環」各分野の施策が緊密に連携した先進的低炭素都市づくりの全国的展開に取り組む。

環境行動計画期間内においては、これらの施策に加え、道路ネットワークを賢く使う交通流対策の推進、公共交通機関の利用促進、物流の効率化、各交通モードの低炭素化の促進、下水道の省エネ対策の推進、建設機械の環境対策の推進、温室効果ガス吸収源対策の推進等の施策を総動員して、今後策定予定の政府の地球温暖化対策推進

計画への反映等に取り組むとともに、中長期的には、社会経済状況、エネルギー政策及び国民の環境意識の変化、技術の進展状況、先進的事例の普及状況等を踏まえ、軌道修正に取り組む。

< 2. 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進 >

※別表(各施策一覧表)の表2(21頁)参照

東日本大震災以降の我が国のエネルギー需給構造の脆弱性の深化に伴い、政府において、省エネ対策の強化に加え、再生可能エネルギーの徹底活用等が重要な課題になっている中、環境行動計画期間内においては、

- ・ 関係省庁の実証事業や実証海域の整備等と連携しつつ、港湾空間における洋上風力発電への導入円滑化、海洋再生可能エネルギーを利用した発電システムの安全・環境対策による民間リスクの軽減
 - ・ 登録制による従属発電の導入促進、水利使用申請手続の相談・調査データ提供等によるプロジェクト形成支援、直轄管理ダム等におけるダム管理用発電の積極的導入等による小水力発電の推進
 - ・ 低コスト・高効率革新的技術実証等を通じた下水道バイオマス発電・固形燃料化の普及拡大、官民連携による未処理・下水再生水等を活用した下水熱利用推進
 - ・ 港湾、空港、下水処理場等の広大な公共インフラ空間を活用した太陽光発電の推進
 - ・ 太陽光・風力発電に係る過去の気象解析データの情報提供による事業投資支援
- 等、社会インフラ活用への民間参入円滑化、低コスト・高効率技術開発、安全面での民間リスク軽減、情報提供等により、民間事業者等による再生可能エネルギー導入支援等に取り組む。

また、水素社会実現への貢献の観点から、国土交通分野の技術力を活用した、燃料電池自動車に係る基準の整備、下水処理場の水素供給拠点化、液化水素の海上輸送システムの確立等に取り組む。

これらの取組については、中長期的には、社会経済状況、エネルギー政策及び国民の環境意識の変化、技術の進展状況、先進的事例の普及状況等を踏まえ、軌道修正に取り組む。

< 3. 地球温暖化対策・適応策の推進 >

※別表(各施策一覧表)の表3(22頁)参照

平成25年9月、IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、21世紀末までに、「世界平均気温が0.3～4.8℃上昇、世界平均海面水位が0.26～0.82m上昇する可能性が高いこと」「中緯度陸地などで極端な降水がより頻繁となる可能性が高いこと」などが報告されたところであり、今後、政府においても、法律制定に伴う国土強靱化の必要性の観点も踏まえ、水害、土砂災害、高潮災害等の頻発・激甚化等のリスクの増加に対応した適応策の早急な策定が求められている。

そういった中、政府においては、平成27年夏頃の政府の適応計画策定に向けて、現在、中央環境審議会地球環境部会の下に気候変動影響評価等小委員会を設置し、我が国における気候変動の影響評価等の検討を進めている。

環境行動計画期間内においては、現在取り組んでいる気候変動予測、リスク評価等の高精度化の成果を、上述の委員会における気候変動の影響評価の検討への反映という取組を通じて実効性の向上の観点からの貢献に取り組む。また、水災害・沿岸分野等における適応策について、それらの成果を踏まえ、社会資本整備審議会において、「現況の施設規模や計画規模を上回る外力への対応」、「施設による適応策」、「地域づくりと一体となった適応策」、「危機管理対応を中心とした適応策」等、都市や地域の目指す将来の方向とも有機的に連携しつつ、今後さらに取り組むべき適応策のあり方について審議を進め、平成27年度にとりまとめる予定である。これらの成果については、交通インフラ、ヒートアイランド対策、渇水対策等も含めた国土交通省策定の適応計画、さらには、上述の平成27年夏頃策定予定の政府の適応計画に反映させるとともに、継続的に実施する気候変動予測、リスク評価等の修正等を踏まえ、これらの計画は5年毎に見直し、軌道修正に取り組む。

Ⅱ. 自然共生社会

<4. 自然共生社会の形成に向けた取組の推進>

※別表(各施策一覧表)の表4(23、24頁)参照

今後の10~20年間の行動によっては、世界的に生態系の劇的な損失とそれに伴う生態系サービスの劣化が生ずる危険性が高いという危機を踏まえ、今後、自治体、企業、NPO、地元住民等多様な主体との連携・協働の推進による生態系ネットワークの充実強化が重要課題になっている中、

水改善の推進については、

- ・多様な流域関係者との連携のもと、浄化施設の設置・活用、底泥浚渫、下水道の高度処理等の各種事業をパッケージ化した清流ルネッサンスⅡ等の水質改善施策や、ダム貯水池における水質保全対策
- ・「全国海の再生プロジェクト」による、東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における関係省庁・自治体で構成される再生推進会議を通じ、陸域からの流入負荷の削減対策、干潟や藻場の保全・再生・創出等による海域浄化対策、モニタリング等の総合的推進等の継続的実施に取り組む。

水と緑による生態系ネットワーク形成の推進については、

- ・技術的配慮事項の策定に引き続き、自治体の生物多様性の取組の進捗状況等を評価する指標の策定による都市の生物多様性の確保に配慮した自治体の「緑の基本計画」の策定推進
- ・強靱かつ美しく風格のある国土を創造するため、沿岸部における防災・減災や利用、自然環境、景観を考慮した緑の防潮堤の整備など、緑を活用した防災・減災の推進
- ・今後の都市のコンパクト化により生ずる都市的土地利用が行われなくなる土地について、新たな「首都圏における水と緑のネットワークのランドデザイン」策定により、段階的な生態系ネットワークに資するみどりへの転換
- ・都市内における道路空間の再配分にあわせた街路樹の整備

等に取り組むとともに、ランドデザインについて中長期的には、コンパクト化の動向、モニタリング結果等を踏まえ10年毎に見直し、軌道修正に取り組む。

さらに、湿地の再生、海の再生については、

- ・円山川における多様な主体連携によるコウノトリ再生で得られたノウハウを、まずは、野田市をはじめとする関東地域における広域的取組へ展開
- ・「東京湾再生官民連携フォーラム」における東京湾再生に関する多様な関係者との連携・協働

等に取り組む。

これらの取組に加え、ヒートアイランド対策等大気環境保全への取組について、ヒートアイランド対策効果の評価システム開発、自治体の「風の道」を活用した都市づくりの取組支援、良好な沿道環境の保全・創造等に取り組む。

これらの取組においては、中長期的には国民の環境意識の変化、モニタリング結果、先進的事例の普及状況等を踏まえ、軌道修正に取り組むとともに、これらの取組に際しては、今ある良好な環境やそれを支えるインフラを維持、転換する観点や、良好な景観形成、観光振興等の地域活性化等にも十分に留意する。

Ⅲ. 循環型社会

<5. 循環型社会の形成に向けた取組の推進>

※別表(各施策一覧表)の表5(25頁)参照

東日本大震災以降の我が国のエネルギー需給構造の脆弱性の深化、世界全体での資源制約の強まりという危機を踏まえ、平成25年5月策定の第三次循環型社会形成推進基本計画においては、循環も量の削減に加え、今後は、官民連携により、廃棄物等のエネルギー利用源、貴重な資源として有効活用という、質の面にも着目した取組や、建設廃棄物の削減、効率的な静脈物流システム等が重要課題になっている。

これらの観点から、下水道バイオマスのエネルギー・資源利用について、官民連携による革新的技術実証により、現在エネルギー利用の主流であるバイオマス発電・固形燃料化の低コスト・高効率化、下水処理場の地域バイオマスの活用拠点化の推進、下水道バイオマスからの水素、都市ガス、リン等希少金属等の製造・供給・回収の低コスト化・高効率化・多様化等を通じて、今後本格化する下水道施設の更新機会の拡大も有効活用したエネルギー利用施設へのシフト推進等に取り組むとともに、下水熱利用については産官学連携による低コスト技術実証等を通じた未処理下水・下水再生水を活用した案件形成の拡大等に取り組む。中長期的には、下水処理場を地域における水・エネルギー・資源の供給拠点化を目指す。

また、建設リサイクルについては、新たな「建設リサイクル推進計画」の策定により、業界団体との協働により、新たな目標値設定等による、建設混合廃棄物の排出量抑制や建設汚泥の再資源化等率の向上等に取り組むとともに、建設副産物実態調査等による課題等を踏まえ、計画は5年毎に見直し、軌道修正に取り組む。また、適切に維持管理された住宅ストックが市場において循環利用される環境を整備するため、中古住宅流通市場の改善と質の安心の確保、中古住宅に係る建物評価手法の改善と住宅金融市場との連携等により、中古住宅流通・リフォームを促進する。

さらに、リサイクルポート施策について、港湾施設の整備等による支援に加え、官民連携による需給や物流のマッチングを通じた静脈物流システムの構築支援等を通じ

て、リサイクルポートを拠点とした静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化の促進に取り組むこととし、中長期的には、静脈物流コストの削減、臨海部産業の活性化等に取り組む。また、海面処分場の計画的な整備を推進し、港湾整備に伴って発生する浚渫土砂や内陸部で最終処分場の確保が困難な廃棄物等を確実に受け入れる。

IV. 分野横断的な取組

< 6. 環境保全の行動変容施策等の継続的展開 >

※別表(各施策一覧表)の表6(26、27頁)参照

国民において幅広く環境保全の取組を浸透させるためには、環境教育、インセンティブ等により、人々や企業が自ら進んで環境保全に取り組もうとする意識改革や行動変容を促すソフト面の取組が重要である。例えば、温室効果ガスの大幅な削減の観点からは、人々の自発的な行動変容を促すためのコミュニケーションを中心としたモビリティ・マネジメントによる自動車のかしこい利用等低炭素社会を支えるライフスタイル変容の促し、講習・表彰・セミナー等のツールの幅広い活用により、エコドライブ、エコ通勤等の普及拡大等に取り組むとともに、住宅性能表示制度、建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)等による住宅・建築物の環境性能の「見える化」を通じた環境性能の高い住宅・建築物の選択の促進、グリーン経営認証制度、エコルールマーク・エコシップ制度等の「見える化」による運輸事業者等における環境配慮活動の選択への促し等に取り組む。

また、気候変動・防災に関する知識の普及啓発による防災意識の向上と、防災情報の有効利用の促進、建設リサイクルに関する技術の普及啓発による建設リサイクルへの参画の推進、河川・海・公園等のフィールドを活かした環境教育、河川・海・緑地の領域をまたぐ多様な主体が参加したワークショップ等による連携協働の促進等による生物多様性に関する普及啓発に取り組む。

これらの取組について、中長期的には、社会経済状況、エネルギー政策及び国民の環境意識の変化、先進的事例の普及状況等を踏まえ、軌道修正に取り組む。

< 7. 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進 >

※別表(各施策一覧表)の表7(28、29頁)参照

今回のIPCC第5次評価報告書等、気候変動の影響について世界的な視野を踏まえる重要性が高まっている中、国際的な枠組みづくりに主導的に参加することと、我が国の先端的環境技術開発・海外展開を一体的に推進することは、地球環境の保全に貢献するとともに、我が国の持続的な経済発展にとっても有益であり、今後、例えば、官民連携のもと、海事分野における、IMO(国際海事機関)における国際的枠組みづくり主導と、世界最先端の海洋環境技術開発・普及促進の一体的推進、国際航空分野におけるCO2排出削減目標に向けたICAO(国際民間航空機関)での具体的方策の検討の主導と高い技術を有する効率的飛行方式の海外展開の一体的推進、再生水に係る国際標準化等に戦略的に取り組む。これらに加え、目覚ましい経済発展を見せるアジア新興国等で急速な都市化が進み様々な都市環境問題が発生しているが、我が国が戦後これまで官民で培ってきた都市開発、下水道事業等の経験・技術・ノウハウは、それらの国

々にとって課題解決のための先行モデルとなり得ると考えられる。この観点から、海外における環境共生型都市開発、下水道事業等を官民一体の体制で支援・推進する。その際には、構想・企画から開発、管理運営までを視野に入れて事業機会の拡大を図る。

また、グリーンイノベーション貢献の観点から、省エネ強化・再生可能エネルギー導入支援に向けた技術開発の推進に加え、気象・地図情報提供について、陸・海・空からの観測・監視を継続して実施するとともに、今後は、再生可能エネルギー投資の活性化、生物多様性研究の高度化等に着目した、過去の風況等の気候再現の高精度化、地球地図情報の高精度化等、利用者側の利便性の向上の観点に十分に留意した施策の充実強化に取り組む。さらに、ICT技術の活用により、利用者側の利便性の向上の観点から、円滑化走行に資する情報を活用した路車連携による交通流対策、公共交通におけるビッグデータを活用した地方自治体や地域の公共交通事業者による新たな公共交通サービス創出の支援等、ICT技術と社会資本データのマッチングの充実強化に取り組む。その際には、ビッグデータ化された社会資本データによる既存施策の検証、今後の施策展開への活用の観点にも十分に留意する。

これらの取組については、中長期的には、社会経済状況、エネルギー政策及び国民の環境意識の変化、技術の進展状況、先進的事例の普及状況等を踏まえ、軌道修正に取り組む。

第三章 別表（各施策一覧表）

I. 低炭素社会

（表 1）

1. 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目番号	項目名	施策名	概要	目標
1-1	低炭素都市づくりの推進	スマートウェルネス住宅・シティの実現	高齢者をはじめ多様な世代が交流し、安心・健康・省エネでバリアフリーにも配慮した「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現し、次世代の住宅・まちづくり産業の創出を図る。このため、2020年までに高齢者人口の3%~5%の高齢者向け住宅を確保し、生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合を25%まで増加させるなど、多様な取組みを総合的に支援するとともに、既存住宅の建物評価に係る指針策定や事業者間連携の強化により中古住宅流通市場の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 0.9%（平成17年）→3~5%（平成32年） ・生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合 16%（平成21年）→25%（平成32年） ・中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増 10兆円（平成22年）→20兆円（平成32年） ・平成32年までに中古住宅の省エネリフォームを倍増 ・平成32年までにゼロエネルギー住宅を標準的な新築住宅に
1-1	低炭素都市づくりの推進	低炭素まちづくりの推進	低炭素まちづくり計画の作成を支援するとともに、計画に基づく都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、エネルギーの効率的利用や緑地の保全・創出等の取組を支援。	-
1-1	低炭素都市づくりの推進	集約型都市構造の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能（居住、公共施設、商業等）のまちなかへの集積促進。 ・都市・地域総合交通戦略に基づく施策・事業の総合支援。 ・環境モデル都市等の取組に対する支援。 	-
1-1	低炭素都市づくりの推進	エネルギー面的利用の推進	都市のエネルギー環境の改善を図るため、市街地整備の一環として、未利用・再生可能エネルギーを地区・街区単位等でエネルギーの面的利用の促進を図る。	-
1-1	低炭素都市づくりの推進	地区・街区レベルでの包括的な都市環境対策の推進	集約型都市構造の実現に資する拠点の市街地等において、地区・街区レベルにおける官民共同の包括的な都市環境対策にかかる取組を総合的に推進する。	-
1-1	低炭素都市づくりの推進	多元的再生水利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・潤いのある低炭素都市づくり貢献等の観点から、熱源用水・水質改善用水等のパッケージ化利用を推進。 ・雨水利用によるトイレ用水、せせらぎ用水の供給の推進等による気候変動に伴う渇水リスク貢献にも取り組む。 ・国内で培われた再生水技術の海外展開について、日本が幹事国を務める国際標準化機構（ISO）の専門委員会（TC282）における国際標準化等を通じて取り組む。 	-
1-1	低炭素都市づくりの推進	下水処理場の地域バイオマスの活用拠点化	デスポーザー等による生ゴミ、食品残渣等を受け入れている事例も出てきているところであるが、今後は、バイオマス産業都市等のスキームを活用した、関係省庁連携強化により、全国展開。	-
1-1	低炭素都市づくりの推進	官民連携による下水熱利用の推進	官民連携の下水熱利用推進協議会を推進母体に、低コスト技術開発、投資インセンティブの充実化等により、ソニービル等下水処理場近接地における供給に加え、未処理下水・下水再生水を活用した下水処理場から離れた地域における案件形成を推進。	下水道に係る温室効果ガス排出削減：約153万t-CO2/年（平成23年度）→約246万t-CO2/年（平成28年度）
1-1	低炭素都市づくりの推進	集約型都市構造を形成する緑のあり方の検討	集約型都市構造の骨格を形成する緑の保全・創出方策の検討を行う。	-
1-1	低炭素都市づくりの推進	省エネ法による住宅・建築物の省エネ性能の向上	省エネ法に基づく建築主等に対する省エネ措置の努力義務、一定規模以上の住宅・建築物の建築・大規模修繕時等の省エネ措置の届出義務付け等により、住宅・建築物の省エネ性能の向上を促進。	
1-1	低炭素都市づくりの推進	住宅の省エネ改修促進税制による住宅の省エネ性能の向上の支援	一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事等に充てた借入金がある場合の所得税額の控除額に対する特例措置及び一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の固定資産税の減額措置を実施する。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の所得税の特例措置（投資型減税）を実施する。	
1-1	低炭素都市づくりの推進	住宅・建築物省CO2先導事業、住宅・建築物省エネ改修等推進事業、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業、長期優良住宅化リフォーム推進事業	以下の事業に対して補助を行う。 ①住宅・建築物省CO2先導事業 CO2の削減に寄与する先導的な技術や取り組み等が導入され、省CO2の実現性に優れた住宅・建築物のリーディングプロジェクト。 ②住宅・建築物省エネ改修等推進事業 躯体の省エネ改修、かつ建物全体で15%以上の省エネ効果が見込まれる等、省エネ改修の促進に寄与する建築物の省エネ改修事業。 ③住宅のゼロエネルギー化推進事業 中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取り組み。 ④長期優良住宅化リフォーム推進事業 既存住宅の劣化対策、省エネ性能の向上等、住宅ストックの総合的な質の向上を図る長期優良住宅化リフォーム。	

項目番号	項目名	施策名	概要	目標	
1-1	低炭素都市づくりの推進	中小事業者等の省エネ対策に係る施工技術等の導入の促進	中小事業者等による省エネ対策の円滑化を図るため、断熱性能等の向上に係る施工技術等の導入の促進や事業者を通じた消費者への啓発等に対する支援を行う。	新築住宅・建築物の省エネ基準適合率：100%（平成32年目途）	
1-1	低炭素都市づくりの推進	住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及	住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す建築環境総合性能評価システムの開発・普及を推進。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	エコまち法に基づく住宅・建築物の普及	エコまち法に基づく低炭素建築物の認定制度により、認定低炭素建築物の普及を図り、住宅・建築物の低炭素化を促進。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	低炭素住宅普及促進税制の実施	一定の基準に適合する認定低炭素住宅に係る所得税、登録免許税について、一般の住宅に比べ更に軽減する特例措置を実施する。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の基準に適合する認定低炭素住宅に係る所得税の特例措置（投資型減税）を実施する。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	住宅性能表示制度の普及推進	住宅品質確保法による、省エネ性能等住宅の性能について消費者に分かりやすく表示する制度（住宅性能表示制度）の普及を推進。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の開発・普及	非住宅建築物の省エネルギーの性能について消費者に分かりやすく表示する制度（建築物の省エネルギー性能表示制度）の開発・普及を推進。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	長期にわたり使用可能な質の高い住宅の普及促進	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定制度により、長期にわたり使用可能な質の高い住宅を普及促進する。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	長期優良住宅普及促進税制の実施	一定の基準に適合する認定長期優良住宅に係る所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税について、一般の住宅に比べ更に軽減する特例措置を実施する。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の基準に適合する認定長期優良住宅に係る所得税の特例措置（投資型減税）を実施する。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	住宅履歴情報の整備	円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進する。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	炭素の固定に資する木造住宅の振興	林業等の産業と連携した地域の木造住宅市場の活性化や中小住宅生産者の技術力の向上等の取組を推進。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化	低炭素社会の実現に向けて、まち・住まい・交通の一体的な創蓄省エネルギー化を推進するため、都市規模、地域特性等にに応じたモデル構築を図る。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	社会資本整備総合交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進	公営住宅の省エネ性能の向上を図る観点から、省エネ改修等の公営住宅ストック総合改善事業について助成を行うほか、提案事業として、省エネ住宅等の普及促進に資する施策に対して助成する。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	長期優良住宅に対応した住宅ローンの実施	長期優良住宅に対応した民間住宅ローンの開発を促進する観点から、住宅金融支援機構の証券化支援業務について、償還期間の設定を最長50年とする制度（「フラット50」）を実施する。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度による省エネルギー性に優れた住宅の誘導	住宅金融支援機構による証券化支援事業の優良住宅取得支援制度において、省エネルギー性等の観点から良質な住宅の取得を金利引下げにより支援する。		
1-1	低炭素都市づくりの推進	官庁施設における木材利用の推進	木材利用による建設時のCO2発生抑制、木材の炭素固定等により、地球温暖化防止に資することに鑑み、木造の技術基準等の整備を行うことにより、官庁施設の木造化や内装等の木質化を推進するとともに、公共建築物における木材利用を促進する。	-	
1-1	低炭素都市づくりの推進	北海道環境イニシアティブの推進	北海道の優れた資源・特性を活かし、多様な主体との連携・協働により、我が国の環境政策の先駆的取組としてモデルとなる施策を展開。	-	
1-2	環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進	自動車の燃費の改善	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく燃費基準及び環境性能に優れた自動車に対する税制優遇により、燃費性能の高い自動車の普及及び燃費改善に向けた技術革新等を促進。	ガソリン乗用自動車の平成32年度燃費基準に対する新車平均燃費の達成度合：95.56%（平成24年度）→100%（平成32年度）	
1-2	環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進	環境対応車の普及促進等	環境性能に優れた自動車に対する導入補助や税制優遇等の活用により環境対応車の普及を促進する。また、革新的な技術を導入し、環境性能を格段に向上させた次世代自動車の開発・実用化を促進する。	新車販売に占める次世代自動車の割合：19.7%（平成24年度）→最大50%（平成32年度）	
1-2	環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進	エコドライブ等の推進	ふんわりアクセル「eスタート」、自分の車の燃費を把握する等エコドライブの普及・推進を図る。そのため、関係4省庁（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）によるエコドライブ普及連絡を中心とした広報活動等により国民の意識向上を図り、エコドライブの普及促進のための環境整備を行う。	関係省庁と連携を取りながら、様々な媒体を利用して、エコドライブの普及・啓発活動を行い、運転者に対して環境に配慮した自動車使用についての意識向上を図る。（※数値目標の設定はとくになし）	
1-3	交通流対策等の推進	道路ネットワークの整備 交通ネットワークの整備を賢く使う	環状道路等幹線道路ネットワークをつなぐとともに、交差点改良など交通容量の拡大を実施。	-	
1-3	交通流対策等の推進		道路ネットワークを賢く使うため、高速道路の料金施策の効果的な運用	-	
1-3	交通流対策等の推進		のI 推T 進S	VICS普及促進 ETC利用促進	-
1-3	交通流対策等の推進		有料道路におけるETC利用を推進。	-	
1-3	交通流対策等の推進		路上工事の縮減	工事の共同施工や集中工事、共同溝の整備等により路上工事の縮減を実施。	-
1-3	交通流対策等の推進		開かずの踏切等の対策	「開かずの踏切」、「交通が集中する踏切」等の解消を推進。	-
1-3	交通流対策等の推進		自転車利用環境の整備・支援	自転車道などの自転車走行空間や自転車駐輪場の整備を推進し、自動車から自転車への利用の転換を促進。	-

項目番号	項目名	施策名	概要	目標
1-3	交通流対策等の推進	LED道路照明灯の整備	道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進する。	-
1-3	交通流対策等の推進	道路橋の長寿命化	損傷が深刻化してから大規模な修繕を実施する事後保全型維持管理から、損傷が軽微なうちに補修を行う予防保全型維持管理へ転換し、道路ストックの長寿命化を推進する。	-
1-4	公共交通機関の利用促進	鉄道駅の総合的な改善	鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るために、市街地再開発事業、土地区画整理事業、自由通路の整備等都市側の事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等を行い、駅機能を総合的に改善するなど、地域の中心である鉄道駅及びその周辺を整備することにより地域の活性化を図る。	-
1-4	公共交通機関の利用促進	駅前広場交通結節点整備	鉄道駅等交通結節点において、乗り継ぎ・積み換えの改善や歩行空間のバリアフリー化を図るため、駅前広場・交通広場、アクセス道路、駅自由通路、パークアンドライド公共駐車場等を整備。	-
1-4	公共交通機関の利用促進	鉄道駅のバリアフリー化	本格的高齢社会の到来、障害者の社会参加の要請の高まり等を背景に、高齢者や障害者等が鉄道または軌道を安全かつ円滑に利用できるようにするため、鉄軌道駅におけるバリアフリー化を推進する。	-
1-4	公共交通機関の利用促進	幹線鉄道等の活性化	・総合連携計画に基づき、法定協議会等が行う鉄軌道の利便性向上や利用の活性化を図るための施設整備を推進する。 ・貨物鉄道を旅客線化することにより、既設路線との結節による鉄道ネットワークの形成及び既設路線の混雑緩和を推進する。	-
1-4	公共交通機関の利用促進	地下高速鉄道の整備	大都市圏における通勤・通学混雑緩和、駅等交通結節点を中心とした沿線地域の活性化を図るなど、都市機能を再生し、魅力ある都市を創造するために地下高速鉄道の新線建設等を推進する。	-
1-4	公共交通機関の利用促進	都市鉄道の利便増進	既存ストックを有効活用し、都市鉄道の利便の増進を図るため、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する。	-
1-4	公共交通機関の利用促進	空港アクセスの改善に向けた検討	空港利用者の鉄道の利用促進を図るため、速達性・利便性の向上に資する空港アクセス鉄道について、整備に向けた検討を進める。	-
1-4	公共交通機関の利用促進	LRTの導入促進	環境に優しく利用者本位の交通体系を構築するため、まちづくりと連携したLRTシステムの整備を推進することにより、人にも環境にも優しい社会の実現や高質な公共交通ネットワークの構築とともに、都市や地域の再生を図る。	-
1-4	公共交通機関の利用促進	バスロケーションシステム等によるバス利用促進	バスロケーションシステムの整備等について支援し、バスの利便性向上を通じてバス利用の促進を図る。	-
1-4	公共交通機関の利用促進	モビリティ・マネジメントの推進	エコ通勤優良事業所認証制度を活用し、地域におけるエコ通勤の普及・促進を図る。	-
1-5	物流の効率化等の推進	トラック輸送の効率化	・トラック車両の大型化、自営転換の推進、共同輸送等の推進等によるトラック輸送の効率化を推進。 ・グリーン物流パートナーシップ会議を通じた荷主と物流事業者の協働による取組の推進。	・車両総重量24トンを超25トン以下の車両の保有台数:171,700台(平成23年)→179,500台(平成32年) ・トレーラーの保有台数:93,600台(平成23年)→97,500台(平成32年) ・当自率:87.6%(平成23年)→87.72%(平成32年)
1-5	物流の効率化等の推進	環境対応車の普及促進等(再掲)	環境性能に優れた自動車に対する導入補助や税制優遇等の活用により環境対応車の普及を促進する。また、革新的な技術を投入し、環境性能を格段に向上させた次世代自動車の開発・実用化を促進する。	新車販売に占める次世代自動車の割合:19.7%(平成24年度)→最大50%(平成32年度)
1-5	物流の効率化等の推進	モーダルシフト等の推進	荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に要する経費の一部を補助することにより、CO2排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図る。	-
1-5	物流の効率化等の推進	グリーン物流パートナーシップ会議の推進	荷主と物流事業者の連携による地球温暖化対策に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等を行う。	-
1-5	物流の効率化等の推進	鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの促進	トラックから貨物鉄道輸送への転換を図るモーダルシフトの推進に効果的である31フィートコンテナの導入支援や低温物流分野におけるモーダルシフト促進のための新方式の温度管理コンテナ実証事業を実施。 『エコレールマーク』の更なる普及を図る。	-
1-5	物流の効率化等の推進	海運グリーン化総合対策	スーパーエコシップ等新技術の普及促進、新規船舶・設備の導入への支援、エコシップマークの活用や内航海運のさらなる省エネに向けた推進施策の検討等を通じ、トラック輸送から内航海運へのモーダルシフトの促進を図る。	-

項目番号	項目名	施策名		概要	目標
1-5	物流の効率化等の推進	国際貨物輸送の効率化	モーダルシフト等の促進により環境負荷の小さい物流体系を構築【国際貨物の陸上輸送距離削減】	国際海上コンテナターミナルや、国際物流ターミナルを整備することで、国際貨物の陸上輸送距離を削減し、二酸化炭素排出量の削減を図る。	CO2排出削減量(1993年を基準として):233万t-CO2(平成23年)→約300万t-CO2(平成32年)
1-5	物流の効率化等の推進		モーダルシフト等の促進により環境負荷の小さい物流体系を構築【複合一貫輸送に対応した内貨ターミナルの整備】	環境負荷が少なく、輸送効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、陸上輸送と海上輸送が円滑かつ迅速に結ばれた複合一貫輸送に対応した国内物流拠点を整備する。	-
1-5	物流の効率化等の推進	港湾における総合的な低炭素化対策の推進		港湾活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図るため、港湾活動に使用する荷役機械等の省エネルギー化、風力発電等の再生可能エネルギーの利活用、CO ₂ の吸収源拡大、リサイクルポート施策の推進等の取組を進める港湾における総合的な低炭素化施策を推進する。	-
1-5	物流の効率化等の推進	効率的な物流ネットワークの強化		迅速かつ円滑な物流の実現、国際競争力の強化、交通渋滞の緩和等を図るため、三大都市圏環状道路や空港・港湾等へのアクセス道路等を切れ目のないネットワークとして重点的に整備。(一部再掲) このような根幹的な道路網を中心に、改正道路法に基づく「大型車両の通行を誘導すべき道路」に指定し、当該道路を通行する大型車両の通行許可手続を迅速化するとともに、通行支障区間を計画的に解消。	-
1-5	物流の効率化等の推進	3PL事業の促進		3PL事業促進のための環境整備を図るため契約に関するガイドライン等を広く周知するとともに、3PL人材育成研修を実施。	-
1-5	物流の効率化等の推進	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」における物流の効率化		平成17年10月より施行された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づき、交通インフラ等の周辺に高機能な倉庫等の物流施設の整備を促進することにより、物流の効率化および「環境負荷の低減(CO2排出量の削減)」を図る。	-
1-5	物流の効率化等の推進	運輸分野におけるCO2排出量削減施策とその総合的評価手法に関する調査研究		地球温暖化対策における排出量取引制度、クレジット制度の活用にあたっての課題を整理し、解決に向けた方策の検討を通じ、運輸分野への利活用可能性を提示することで、運輸事業者への制度の積極的な活用促進を図ることを目的とする。また、運輸分野における地球温暖化対策について、エネルギー使用量や温室効果ガスの削減という直接的効果のみならず、大気汚染や騒音の緩和、渋滞の緩和による交通事故の減少といった副次的な効果も含めた総合的な評価手法の研究を通じて、効率的な地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。	-
1-6	鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進	鉄道のエネルギー消費効率の向上		再生電力の活用等によるエネルギー消費効率の良い車両や鉄道施設への省エネ設備の導入を促進する。	-
1-6	鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進	省エネに資する船舶の普及促進		環境にやさしく経済的な次世代内航船(スーパーエコシップ)等新技術を導入した船舶の普及促進を図る。	-
1-6	鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進	航空における低炭素化の促進	航空交通システムの高度化	航空管制の高度化等の運航の効率化を推進する。	-
1-6	鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進		エコエアポートの推進	事業者等と協調して、空港の整備・管理運営に伴う環境負荷低減のための施策を「エコエアポート」として一体的に推進する。	-
1-6	鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進		代替航空燃料の普及促進	我が国における代替航空燃料実用化に向けた取組を推進する。	-
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	住宅・建築物の省エネ性能の向上	新築住宅・建築物の省エネ基準への段階的適合義務化に向けた検討、体制整備	規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までの新築住宅・建築物の段階的基準適合義務化に向けて環境整備に取り組む。具体的には、改正省エネ基準の普及・定着や中小工務店・大工の施工技術向上のための講習会等を実施する。	-
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上		省エネ法による住宅・建築物の省エネ性能の向上(再掲)	省エネ法に基づく建築主等に対する省エネ措置の努力義務、一定規模以上の住宅・建築物の建築・大規模修繕時等の省エネ措置の届出義務付け等により、住宅・建築物の省エネ性能の向上を促進。	-
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上		住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法(CASBEE)の開発・普及(再掲)	住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す建築環境総合性能評価システムの開発・普及を推進。	-
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上		住宅性能表示制度の普及(再掲)	住宅品質確保法による、省エネ性能等住宅の性能について消費者に分かりやすく表示する制度(住宅性能表示制度)の普及を推進。	-
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上		建築物省エネルギー性能表示制度(BELLS)の開発・普及(再掲)	非住宅建築物の省エネルギーの性能について消費者に分かりやすく表示する制度(建築物の省エネルギー性能表示制度)の開発・普及を推進。	-
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上		エコまち法に基づく住宅・建築物の普及(再掲)	エコまち法に基づく低炭素建築物の認定制度により、認定低炭素建築物の普及を図り、住宅・建築物の低炭素化を促進。	-

項目番号	項目名	施策名	概要	目標
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	長期にわたり使用可能な質の高い住宅の普及促進(再掲)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定制度により、長期にわたり使用可能な質の高い住宅を普及促進する。	新築住宅・建築物の省エネ基準適合率:100%(平成32年目途)
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	住宅履歴情報の整備(再掲)	円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進する。	
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	住宅の省エネ改修促進税制による住宅の省エネ性能の向上の支援(再掲)	一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事等に充てた借入金金を有する場合の所得税額の控除額に対する特例措置及び一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の固定資産税の減額措置を実施する。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の所得税の特例措置(投資型減税)を実施する。	
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	住宅・建築物省CO2先導事業、住宅・建築物省エネ改修等推進事業、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業、長期優良住宅化リフォーム推進事業(再掲)	以下の事業に対して補助を行う。 ①住宅・建築物省CO2先導事業 CO2の削減に寄与する先導的な技術や取り組み等が導入され、省CO2の実現性に優れた住宅・建築物のリーディングプロジェクト。 ②住宅・建築物省エネ改修等推進事業 躯体の省エネ改修、かつ建物全体で15%以上の省エネ効果が見込まれる等、省エネ改修の促進に寄与する建築物の省エネ改修事業。 ③住宅のゼロエネルギー化推進事業 中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取り組み。 ④長期優良住宅化リフォーム推進事業 既存住宅の劣化対策、省エネ性能の向上等、住宅ストックの総合的な質の向上を図る長期優良住宅化リフォーム。	
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	低炭素住宅普及促進税制の実施(再掲)	一定の基準に適合する認定低炭素住宅に係る所得税、登録免許税について、一般の住宅に比べ更に軽減する特例措置を実施する。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の基準に適合する認定低炭素住宅に係る所得税の特例措置(投資型減税)を実施する。	
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	長期優良住宅普及促進税制の実施(再掲)	一定の基準に適合する認定長期優良住宅に係る所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税について、一般の住宅に比べ更に軽減する特例措置を実施する。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の基準に適合する認定長期優良住宅に係る所得税の特例措置(投資型減税)を実施する。	
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	社会資本整備総合交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進(再掲)	公営住宅の省エネ性能の向上を図る観点から、省エネ改修等の公営住宅ストック総合改善事業について助成を行うほか、提案事業として、省エネ住宅等の普及促進に資する施策に対して助成する。	
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度による省エネルギー性に優れた住宅の誘導(再掲)	住宅金融支援機構による証券化支援事業の優良住宅取得支援制度において、省エネルギー性等の観点から良質な住宅の取得を金利引下げにより支援する。	
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	官庁施設のグリーン化	・全ての新築庁舎をグリーン庁舎として整備する。 ・既存の官庁施設については、経年劣化が著しい設備機器等の更新に合わせて、可能な限り環境に配慮した改修を行う。 ・空気調和設備のエネルギー性能の一貫したマネジメントを行うライフサイクルエネルギーマネジメント(LCEM)手法の活用に取り組む。 ・官庁施設の設計者選定に当たり環境配慮契約法に基づく環境配慮型プロポーザル方式の活用・推進を行う。 ・官庁施設における環境負荷低減プログラムを策定・推進し、その結果を官庁営繕環境報告書として取りまとめる。	-
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	合同庁舎における建物緑化の整備	合同庁舎の整備に当たっては、建物緑化を整備する。	-
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	官公庁施設における温室効果ガス排出削減対策等に関する技術支援	・運用改善余地のある施設への支援・指導等、官庁施設の運用段階における省エネルギー・省CO2対策を推進する。 ・各省庁・地方公共団体への協力、連携による省CO2化を推進する。	-
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	航路標識の自立型電源化	商用電源を利用する航路標識の電源について、太陽光発電の導入整備を推進する。	航路標識の自立型電源導入率:84%(平成24年度)→86%(平成28年度)
1-7	住宅・建築物の省エネ性能の向上	住宅・建築物運用に起因する二酸化炭素排出量低減技術の効果実証と普及ツールの開発	住宅・建築物は使用条件が複雑多様であり、省エネ技術の実使用時における省エネ効果を正確に予測することは一般に考えられているほど簡単なものではない。実証実験及び実使用条件下での性能検証を中心として、その課題を克服し、設計内容から省エネ効果を正確に推定する手法を開発し、そのノウハウの普及のための設計方法書等のツールを開発する。	平成12年頃の標準的設計に対して50%の二酸化炭素排出量の削減
1-8	下水道における省エネ対策等の推進	下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)による省エネ技術の普及	省エネ性能と下水処理性能を両立させた、省エネ型の水処理技術の実証事業とガイドライン化(平成26年度～)により、全国へ普及拡大。	下水道に係る温室効果ガス排出削減:約153万t-CO2/年(平成23年度)→約246万t-CO2/年(平成28年度)

項目番号	項目名	施策名	概要	目標
1-8	下水道における省エネ対策等の推進	省エネ機器評価制度の創設	下水道における機器設備等について、省エネ機器評価制度を創設し、下水処理場の改築・更新機会を捉えた省エネ機器の飛躍的な導入を促進。	下水道に係る温室効果ガス排出削減：約153万t-CO ₂ /年(平成23年度)→約246万t-CO ₂ /年(平成28年度)
1-8	下水道における省エネ対策等の推進	下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)によるバイオガス発電、固形燃料の低コスト・高効率化の推進	下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により、下水道バイオマスを活用した発電、固形燃料化技術の実証を実施するとともに、実証事業の成果について、ガイドライン化を図ること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術を普及。バイオマスの収集手段として、デスポーザーの活用について、改訂予定のエネルギー化ガイドラインに反映。	下水道に係る温室効果ガス排出削減：約153万t-CO ₂ /年(平成23年度)→約246万t-CO ₂ /年(平成28年度)
1-8	下水道における省エネ対策等の推進	官民連携による下水熱利用の推進(再掲)	官民連携の下水熱利用推進協議会を推進母体に、低コスト技術開発、投資インセンティブの充実化等により、ソニービル等下水処理場近接地における供給に加え、未処理下水・下水再生水を活用した下水処理場から離れた地域における案件形成を推進。	下水道に係る温室効果ガス排出削減：約153万t-CO ₂ /年(平成23年度)→約246万t-CO ₂ /年(平成28年度)
1-8	下水道における省エネ対策等の推進	下水汚泥の高温焼却化	下水汚泥の焼却温度を通常の800℃から850℃に高温化すると効果的に一酸化二窒素の排出係数が小さくなることから、下水汚泥の高温焼却化を推進。さらに、N ₂ O排出量をより削減(焼却温度800℃に比べ約8割削減)できる世界初のターボ焼却炉の開発・普及を推進。	下水道に係る温室効果ガス排出削減：約153万t-CO ₂ /年(平成23年度)→約246万t-CO ₂ /年(平成28年度)
1-8	下水道における省エネ対策等の推進	下水汚泥の固形燃料化	下水汚泥を焼却処理せずに固形燃料化すると、一酸化二窒素の排出係数が極端に小さくなり、かつ再生可能エネルギー増大にも資することから、低コスト・高効率な技術実証の検証・成果を踏まえたガイドライン化を実施。	下水道に係る温室効果ガス排出削減：約153万t-CO ₂ /年(平成23年度)→約246万t-CO ₂ /年(平成28年度)
1-9	建設機械の環境対策の推進	燃費性能の優れた建設機械の普及促進	建設機械からのCO ₂ の排出量削減を図るため、2020年度燃費基準を達成した建設機械やハイブリッド機構等の先進的な技術を導入した建設機械の普及を推進する。	-
1-10	温室効果ガス吸収源対策の推進	都市緑化等の推進	・都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化により、温室効果ガス吸収源を確保。 ・日本独自の樹種について吸収係数を設定する等、吸収量の精度向上等を検討。	-
1-10	温室効果ガス吸収源対策の推進	都市緑地等の保全	都市内等の既存樹林等について、適切な保全、規制又は管理による吸収源対策の推進。	-
1-10	温室効果ガス吸収源対策の推進	炭素の固定に資する木造住宅の振興(再掲)	林業等他の産業と連携した地域の木造住宅市場の活性化や中小住宅生産者の技術力の向上等の取組を推進。	新築住宅・建築物の省エネ基準適合率：100%(平成32年目途)

各施策一覧表

I. 低炭素社会

(表2)

2. 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目番号	項目名	施策名	概要	目標	
2-1	海洋再生可能エネルギー利用の推進	港湾空間における洋上風力発電の導入円滑化	港湾・沿岸域への風力発電施設の導入の円滑化を図るため、導入マニュアルの公表や水域占用許可の技術的審査指針等を検討する。	洋上風力の導入円滑化の推進。	
2-1	海洋再生可能エネルギー利用の推進	浮体式・浮遊式の海洋エネルギーの利用促進に向けた安全・環境対策	浮体式洋上風力発電施設特有の技術的課題について検討し、平成25年度末までに安全ガイドラインを策定、その普及促進。さらに、浮体式・浮遊式の海洋エネルギー(海洋温度差、海流、波力、潮力)を利用した発電システムについて、係留や油濁流出防止など安全・環境対策のための技術的な検討を実施する。	-	
2-2	小水力発電の推進	登録制による従属発電の導入促進	許可制に代えて新たに導入した登録制による農業用水等を利用した従属発電の導入促進。	-	
2-2	小水力発電の推進	プロジェクト形成の支援	地方整備局や事務所において、河川法の申請手続の相談や河川管理者が調査したデータの提供など、地域の実情を踏まえた支援を実施。	-	
2-2	小水力発電の推進	小水力発電設備の設置等	・直轄管理ダム等においてダム管理用発電を積極的に導入。 ・砂防堰堤について小水力発電の導入を支援。	ダム管理用発電において平成29年度末までに約3,000万kWh/年の増電見込み	
2-3	下水道バイオマス等の利用の推進	バイオガス発電・固形燃料化の革新的技術開発(再掲)	下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により、下水汚泥バイオマスを活用した発電、固形燃料化技術の実証を実施するとともに、実証事業の成果について、ガイドライン化を図ること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術を普及。	下水汚泥エネルギー化率:約13%(平成23年度)→約29%(平成28年度)	
2-3	下水道バイオマス等の利用の推進	水素利用技術の普及	下水汚泥の新たな利用形態として、下水汚泥の消化ガスを水素にして活用を図るなど、燃料電池自動車の市場投入に資する水素利用に係る技術実証を実施。	下水汚泥エネルギー化率:約13%(平成23年度)→約29%(平成28年度)	
2-3	下水道バイオマス等の利用の推進	下水汚泥の固形燃料のJIS化	下水汚泥固形燃料の品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進するため、下水汚泥固形燃料をJIS化。	下水汚泥エネルギー化率:約13%(平成23年度)→約29%(平成28年度)	
2-3	下水道バイオマス等の利用の推進	官民連携による下水熱利用の推進(再掲)	官民連携の下水熱利用推進協議会を推進母体に、低コスト技術開発、投資インセンティブの充実化等により、ソニービル等下水処理場近接地における供給に加え、未処理下水・下水再生水を活用した下水処理場から離れた地域における案件形成を推進。	下水汚泥エネルギー化率:約13%(平成23年度)→約29%(平成28年度)	
2-4	インフラ空間を活用した太陽光発電の推進	公共インフラ空間(官庁施設、下水道、道路、公園、駅舎、港湾、空港等)における太陽光発電設備の導入推進	下水処理場、官庁施設、道路空間、都市公園、鉄道施設、港湾施設、空港施設等において、太陽光発電設備の導入推進。	引き続き、公的主体等による太陽光発電設備の設置や、民間事業者への土地賃貸等による設備の設置を推進	
2-5	気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援	再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供	地球温暖化観測・監視機能の充実・強化	従来からの監視による台風・集中豪雨等への対策を目的とした静止“気象”衛星に、地球環境監視機能等、新たな機能を付加した静止“地球環境観測”衛星の運用に向け、平成20年度から外部有識者を含めた検討を行い、平成26年度に打ち上げる。	静止“地球環境観測”衛星を打ち上げる(平成26年度)
2-5	気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援	再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供	地球温暖化適応策策定に資する監視・予測情報の提供	地球温暖化の緩和策や適応策策定に資するため、温室効果ガス濃度の詳細な分布や気候変動に関する長期的な監視情報を提供するほか、気象庁における最新の数値気象シミュレーション技術を活用して、温暖化の進行に伴うわが国の気候の将来変化予測計算を実施し、大雨等の極端な現象の解析も含め、地域レベルにブレイクダウンした詳細な情報を提供する。	都道府県単位の温暖化予測情報を提供(平成32年度)
2-5	気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援	再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供	再生可能エネルギー発電施設の立地選定のために、風や日射量、海水温などの観測データや過去の気候を精緻に解析したデータを提供していくとともに、気象予測の技術を高度化させ、再生可能エネルギー発電施設の安定運用にも貢献する。	長期再解析及び数値予報の更なる精緻化	
2-6	国土交通分野の技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進	燃料電池自動車に係る基準の整備等	燃料電池自動車に係る車両の保安基準等の見直しを実施。また、認証の相互承認の実現に向けた検討を実施。これらを通じ、燃料電池自動車の安全性向上や国際流通の円滑化に貢献。	-	
2-6	国土交通分野の技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進	下水汚泥の水素利用に係る技術の実証	水素スタンドに係る立地規制について、建築基準法上の用途規制の見直しに向けた検討を実施。	-	
2-6	国土交通分野の技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進	液化水素の海上輸送体制の確立	下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)による水素利用技術の普及。 下水汚泥の新たな利用形態として、2015年の燃料電池自動車の市場投入に資する水素利用について技術実証を実施。	下水汚泥エネルギー化率 約29%(平成28年度)	
2-6	国土交通分野の技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進	液化水素の海上輸送体制の確立	液化水素の運搬船の建造・就航に向けての安全基準の整備を推進。	-	

各施策一覧表

I. 低炭素社会

(表3)

3. 地球温暖化対策・適応策の推進

項目番号	項目名	施策名	概要	目標
3-1	国土交通分野の技術力・総合力を活かした適応策の推進	国土交通分野の技術力を活用した気候変動予測・リスク評価、監視体制の高度化	適応策検討の基礎資料である気象変動予測やリスク評価の高精度化を図る。また、自助・共助による防災力向上に資するICT等の技術を活用した監視体制の高度化・情報提供の多様化を図る。	-
3-1	国土交通分野の技術力・総合力を活かした適応策の推進	「国土交通省の適応計画」の策定・総合的な対策推進	国土交通省の総合的な適応策の検討を行い、平成27年夏頃策定予定の政府の適応計画に向け、とりまとめ。	-
3-1	国土交通分野の技術力・総合力を活かした適応策の推進	北極海航路の利活用	北極海航路に関する技術的・制度的課題、経済的課題及び当該航路の実現に伴う影響について、関係省庁、民間事業者、有識者等の知見も踏まえた調査検討を行うなど、その利活用の可能性について検討。	-
3-2	水災害・沿岸分野における適応策の推進	水災害・沿岸分野における多様な適応策の推進	・国民の生命・財産を守るという観点から、新規施設の整備、既存施設の徹底した活用等の施設による適応策と、様々な流域対策により水害リスクの軽減を考慮した地域づくりと一体となった適応策等を進める。 ・観測体制の強化、洪水予測の高精度化、避難活動の支援などの危機管理対応を中心とした適応策等を進める。	-
3-2	水災害・沿岸分野における適応策の推進	気候変動がもたらす災害リスクを最小化するための港湾施策	「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方(答申)(交通政策審議会港湾分科会防災・保全部会平成21年3月)」を踏まえ、引き続き、気候変動がもたらす海面の上昇や台風・熱帯低気圧の強大化等の災害リスクの増大に対して、それらを最小化するための港湾施策を実施する。	-
3-2	水災害・沿岸分野における適応策の推進	渇水リスクの回避に向けた適応策	渇水時のリスク管理、需要マネジメントによる節水型社会の構築、老朽化・メンテナンス対策、耐震化、水資源の状況及び水資源対策への国民の理解を促進する。	-

各施策一覧表

II. 自然共生社会

(表4)

4. 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目番号	項目名	施策名		概要	目標
4-1	健全な水循環の確保の推進	流域関係者連携による	河川等の水質改善の推進	河川における水質調査の実施など、全国の河川等において水質改善に向けた取組を引き続き実施する。 河川管理者や下水道管理者、地方公共団体、流域住民等の流域関係者が連携して実施する清流ルネッサンスII等では、地域協議会を設置し、水環境の悪化が著しい河川等の水質改善に寄与。 また、BOD等の環境基準以外の視点からも、水生生物等の分かりやすい指標を用いた水質調査を地域住民と協働して実施することを通して、地域住民の水環境への関心・理解を醸成。	-
4-1	健全な水循環の確保の推進		下水道の整備による水質改善	地域特性を踏まえつつ下水道の普及、高度処理、再生水利用、合流式下水道の改善等の下水道の整備を推進することにより、流域関係者と連携しつつ河川等の水質改善を実施。	1. 汚水処理人口普及率 2. 良好な水環境創出のための高度処理実施率 3. 合流式下水道改善率
4-1	健全な水循環の確保の推進		ダム等の弾力的管理	ダム下流の河川環境の保全等のため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダム等の弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する。	-
4-1	健全な水循環の確保の推進	総合的な土砂管理の取組の推進		土砂の流れの変化に起因する問題が起きている流砂系において、土砂移動の調査研究や下流への土砂還元対策、関係機関との事業連携のための方針の策定の取組を推進する。	-
4-1	健全な水循環の確保の推進	源多様な水資源の確保	多様な水資源の確保	地下水の保全と利用の適正化、雨水利用・再生水利用を推進するとともに、災害時の代替水資源としても活用する。	-
4-1	健全な水循環の確保の推進		雨水貯留・浸透施設の整備等	特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川・流域指定並びに流域水害対策計画の策定や雨水貯留浸透施設等の整備を実施。	-
4-1	健全な水循環の確保の推進	魅力ある水辺の創出		人と水とのふれあいの場として重要である水辺について、子どもたちが安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水や生物にふれられる水辺を活かした環境教育の場として活用。 さらに、「景観(デザイン)」、「観光」、「民間活力」等、総合的な観点から、都市の水辺とまちをソーシャルデザイン(「つくる」から「育てる」への転換)し、風格と美しさを備えた魅力ある水辺空間を構築し、賑わいを創出。	-
4-1	健全な水循環の確保の推進	水資源の有効活用に向けた取組の推進		・健全な水循環に配慮した水資源の総合的な開発及び利用の合理化を図る水資源開発基本計画の改定に向け、検討を推進。 ・国及び地方公共団体が水資源に関する総合的な諸施策を検討する上での指針的役割を果たす全国総合水資源計画について、あらたな計画策定に向けた検討を推進。	-
4-1	健全な水循環の確保の推進	ダム貯水池における水質保全対策		ダム貯水池において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化等の対策を実施する。	-
4-1	健全な水循環の確保の推進	水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復		水力発電に伴い河川の流量が著しく減少する減水区間の改善を図るため、発電ガイドラインに基づき、減水区間の解消に努める。	-
4-1	健全な水循環の確保の推進	官庁施設における排水再利用・雨水利用の推進		官庁施設における排水再利用・雨水利用を推進する。	-
4-1	健全な水循環の確保の推進	水源地域における健全な水循環のための環境形成の推進		水源地域において、流域連携と地域振興の推進を通じて、水源かん養機能の保全等を図り、健全な水循環のための環境の形成を推進する。	-
4-2	海の再生・保全	(海の総合的取組の推進)	全国海の再生プロジェクト	閉鎖性海域における環境改善のため、各湾の再生行動計画に基づき、関係省庁及び関係地方公共団体の連携のもと、総合的な施策を推進。	-
4-2	海の再生・保全		良好な海域環境の保全・再生・創出	港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全・再生・創出などによる良好な海域環境の保全・再生・創出の取組を推進する。	-
4-2	海の再生・保全		閉鎖性海域における浮遊ゴミや油の回収	・船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するゴミや油の回収を実施。	-
4-2	海の再生・保全		油流出事故への対応	・本邦周辺海域の油防除体制として、大型浚渫兼油回収船3隻が配備され、出動後概ね48時間以内で現場海域に到着し、防除作業できる体制を確立。	-
4-2	海の再生・保全		漂流・漂着ゴミ対策	洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、海岸管理者が緊急的に実施する流木及びゴミ等の処理に対し支援を行う。	-
4-2	海の再生・保全		パラスト水管理の適正化	パラスト水管理条約の内容を適切に実施するため、パラスト水処理装置の承認・設置等のパラスト水管理に関する施策の推進。	-
4-2	海の再生・保全	フォーラム設置等による官民連携の推進(東京湾)		行政、大学・研究機関、水産関係、企業、レジャー、NPO/NGO等多様な関係者で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」等の活動を通じ、官民連携・協働による東京湾再生の取組を推進する。	-
4-2	海の再生・保全	海域浄化対策事業の推進		汚染の著しい海域等において、その原因となっているヘドロ等の除去等、放置座礁船の処理を行い、もって、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図る。	-
4-2	海の再生・保全	船舶検査等執行体制の充実		MARPOL条約に基づく船舶検査等に係る実施体制の一層の充実を図り、船舶からの海洋汚染を防止。	-
4-2	海の再生・保全	サブスタンダード船対策の推進		海上の人命の安全確保、海洋環境保全の観点からサブスタンダード船(国際基準を満たさない船)の排除を目的とする外国船の監督(ポートステートコントロール:PSC)について、関係諸国との連携を深めつつ強化・重点化し、的確に推進する。	-

項目番号	項目名	施策名	概要	目標	
4-3	水と緑による生態系ネットワーク形成の推進	都市緑地による生態系ネットワークの形成	都市における生物多様性の保全の推進	都市における生物多様性を確保するため、地方公共団体における生物多様性の取組を支援し、エコロジカルネットワークの形成等を推進。	生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合：約33%（平成22年度）→約50%（平成28年度）
4-3	水と緑による生態系ネットワーク形成の推進		水と緑のネットワーク形成によるうらおいあるまちづくり	都市公園の整備、水辺空間の再生・創出、雨水貯留浸透施設の整備等により、水と緑のネットワークを形成し、都市のうらおいあるまちづくりを推進する。	都市域における水と緑の公的空間確保量：12.6㎡/人（平成22年度）→13.5㎡/人（平成28年度）
4-3	水と緑による生態系ネットワーク形成の推進		都市における生物多様性の確保に資する緑地の保全・創出方策	都市における様々な緑地に生息する生物種の構成を明らかにするとともに、公共施設やその周辺に生息する生物に関し、生息適地の予測手法、連続性確保の技術及び観測手法に係る開発・調査を実施する。	-
4-3	水と緑による生態系ネットワーク形成の推進	ワ生生都 換態じ市 促系た化 進の緑に へのコ 地よ 転のりバ	大都市圏における都市環境インフラのグランドデザインの推進	首都圏（平成16年3月）、近畿圏（平成18年8月）において策定された「都市環境インフラのグランドデザイン」について、関係省庁や自治体などの関係機関との連携により、推進していく。	-
4-3	水と緑による生態系ネットワークの形成	河川改修事業等に合わせた環境の保全・創出（多自然川づくり）	河川改修事業等の「治水」と、湿地再生等の「環境」を両立させながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を推進。	特に重要な水系における湿地の再生の割合：約3割（平成23年）→約5割（平成28年）	
4-3	水と緑による生態系ネットワークの形成	流域連携の広域化による生態系ネットワーク形成	円山川におけるコウボリの再生等、地域の多様な主体（自治体、市民、農業関係等）と連携した生態系ネットワーク形成の取組の先進事例を検証し、そのノウハウを基に、他地域へ展開。まずは野田市を始めとする関東地域において、国土交通省が中心となってネットワーク形成を推進。	-	
4-3	水と緑による生態系ネットワークの形成	緑の防災・減災の推進（緑の防潮堤等）	強靱かつ美しく風格のある国土を創造するため、沿岸部における防災・減災や利用、自然環境、景観を考慮した緑の防潮堤の整備など、緑を活用した防災・減災を推進する。	-	
4-3	水と緑による生態系ネットワーク形成の推進	生態系ネットワークの形成に関する普及・啓発	生態系ネットワークの基本的な考え方、自治体向けの手引き等を国交省HPに掲載し、情報提供、普及啓発を行うとともに、これまでの取組に関する点検を実施する。	-	
4-3	水と緑による生態系ネットワーク形成の推進	ダム整備にあたっての環境配慮（環境アセス等）	ダム事業の実施にあたって、事前の環境調査を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響について検討し、適切な環境保全措置を講じる。	-	
4-3	水と緑による生態系ネットワーク形成の推進	豊かで美しい海岸の環境の保全と回復	名勝で優れた景観、貴重な生物の生息・生育空間等豊かで美しい環境を有する海岸の保全・回復に資する取組を推進する。	-	
4-3	水と緑による生態系ネットワーク形成の推進	里山砂防の推進	過疎化などの社会環境の変化で里山地域などは、流域の荒廃が進み、土砂や流木による土砂災害のおそれが増加している。砂防堰堤の整備などの対策に加え、山腹保全工や支障木の伐採・撤出などの面的対策について地域住民の参画を図りつつ推進する。里山地域の土砂災害からの安全を図ると併せ、自然環境豊かで災害に強い地域づくりを推進する。	-	
4-3	水と緑による生態系ネットワーク形成の推進	地域性植物を用いた緑化技術	平地やのり面の緑化とその管理を実施するにあたり、施工を行う地域における在来植物の種子等について、採取と栽培のサイクルの中で必要量を確保のうえ組み合わせることにより、生物多様性の確保や外来種対策を踏まえた需要に応じる緑化技術を開発する。	-	
4-3	水と緑による生態系ネットワーク形成の推進	湖沼調査	自然環境把握のための基礎情報として、湖沼の地形データを最新測量技術を用いて保全・利用ニーズを勘案しつつ順次更新・高度化するとともに、電子国土基本図を通じて広く提供する。	-	
4-4	ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化	国交省技術を活用したシステム開発による貢献	自治体における最適なヒートアイランド対策の選定に資する、数値シミュレーションモデルを活用した気温や風の分析システムの構築に向け、検討を実施する。	-	
4-4	ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化	く「風の道屋」を活用した都市づくり	水と緑のネットワーク形成によるうらおいあるまちづくり（再掲）	都市公園の整備、水辺空間の再生・創出、雨水貯留浸透施設の整備等により、水と緑のネットワークを形成し、都市のうらおいあるまちづくりを推進する。	都市域における水と緑の公的空間確保量：12.6㎡/人（平成22年度）→13.5㎡/人（平成28年度）
4-4	ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化		屋上等の緑化の推進	・屋上緑化、壁面緑化等の推進によるヒートアイランド現象の緩和。 ・緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度の活用による民有地を中心とした緑化の推進。 ・住宅・建築物の整備に関する各種事業において、敷地の緑化等への補助等を実施。	-
4-4	ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化		合同庁舎における建物緑化の整備（再掲）	合同庁舎の整備に当たっては、建物緑化を整備する。	-
4-4	ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化	沿道環境対策の普及促進強化等、環境対応車の普及促進等	沿道環境対策の充実強化	・沿道地域と連携・協力しながら、都市内における道路空間の再配分にあわせた街路樹の整備や、路面温度の上昇を抑制する舗装の敷設を推進。 ・環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置等を推進。	-
4-4	ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化		環境対応車の普及促進等（再掲）	環境性能に優れた自動車に対する導入補助や税制優遇等の活用により環境対応車の普及を促進する。また、革新的な技術を投入し、環境性能を格段に向上させた次世代自動車の開発・実用化を促進する。	-
4-4	ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化	打ち水の実施による国民へのヒートアイランド問題の意識向上	官民の協調により「打ち水大作戦」を全国で展開。「打ち水」を実施することで、水循環の重要性への関心を高め、水の二次利用等の促進、ヒートアイランド対策など環境問題に対する意識の向上を図る。	-	
4-4	ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化	下水再生水の利用等	下水再生水の利用、水と緑のネットワークの創出により、地表面被覆の改善を図り、ヒートアイランド対策を推進する。	-	
4-4	ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化	空港周辺環境の改善	航空機騒音の環境基準を達していない空港の周辺住民の生活環境を改善するため必要な処置を行う。	環境基準の屋内達成率：95.1%（平成25年度）→95.3%（平成28年度）	

各施策一覧表

Ⅲ. 循環型社会

(表5)

5. 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目番号	項目名	施策名		概要	目標
5-1	建設リサイクルの推進	建設リサイクルの推進	新たな「建設リサイクル推進計画」の策定及び推進	・建設副産物実態調査で現状の建設リサイクルに関する課題を把握。 ・上記に基づき新たな「建設リサイクル推進計画」を策定し、 一建設発生土や建設汚泥の工事間利用のより一層の促進。 一分別解体等の徹底による建設混合廃棄物の削減。 一今後想定される大規模災害時に災害廃棄物を効率的に建設資材として再生利用するためのガイドライン等の検討。	新たな「建設リサイクル推進計画」にて設定予定。
5-1	建設リサイクルの推進		建設リサイクル法の徹底	分別解体を徹底するため、都道府県、特定行政庁による工事現場のバトロール強化等を行うとともに、建設リサイクル法の施行状況を踏まえつつ必要な措置を実施。	-
5-1	建設リサイクルの推進		官庁施設における建設副産物対策の推進	官庁施設における建設副産物対策を推進する。	-
5-1	建設リサイクルの推進	公共工事における環境物品等の調達促進		グリーン購入法に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の公共工事に係る特定調達品目の判断基準を環境省及び経済産業省と共同で作成する。また、同方針に基づき、環境物品等の調達推進・特定調達品目実績調査を行い、その結果を踏まえ、定量的な目標を設定する。	-
5-2	中古住宅流通・リフォームの促進	中古住宅流通・リフォームの促進	中古住宅流通市場の改善と質の安心確保(検査・表示等)	・インスペクションの普及・促進、瑕疵保険の充実等。 ・既存住宅の性能評価・表示の充実。 ・民間による法適合確認の実施。 ・長期優良住宅化リフォーム推進のための基準の策定・普及・支援。 ・事業者団体を通じた適正な住宅リフォーム事業の推進。 ・宅建業者による消費者への情報提供の充実。等	中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増：10兆円(平成22年)→20兆円(平成32年)
5-2	中古住宅流通・リフォームの促進		中古住宅に係る建物評価手法の改善、住宅金融市場との連携	・20年程度で一律に経年減価する木造戸建て住宅等の建物評価見直し。 ・改善された建物評価手法を金融機関の担保評価に反映、中古住宅の適正な評価による新たな金融商品の普及。	
5-3	下水道資源の有効利用の推進	下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)によるバイオガス発電、固形燃料、リン回収の低コスト・高効率化の推進(再掲)		下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により、下水道バイオガスを活用した発電、固形燃料化技術の実証を実施するとともに、実証事業の成果について、ガイドライン化を図ること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術を普及。バイオガスの収集手段として、デスポーザーの活用について、改訂予定のエネルギー化ガイドラインに反映。有用資源であるリンについて、引き続きコンポスト等による利用を推進するとともに、低コスト、高効率のリン回収技術を実証。	下水汚泥の利用率：約55%(平成23年)→約85%(平成32年)
5-3	下水道資源の有効利用の推進	下水処理場の地域バイオガスの活用拠点化(再掲)		デスポーザー等による生ゴミ、食品残渣等を受け入れている事例も出てきているところであるが、今後は、バイオガス産業都市等のスキームを活用した、関係省庁連携強化により、全国展開。	-
5-3	下水道資源の有効利用の推進	官民連携による下水熱利用の推進(再掲)		官民連携の下水熱利用推進協議会を推進母体に、低コスト技術開発、投資インセンティブの充実化等により、ソーニール等下水処理場近接地における供給に加え、未処理下水・下水再生水を活用した下水処理場から離れた地域における案件形成を推進。	-
5-3	下水道資源の有効利用の推進	多元的再生水利用の推進(再掲)		・潤いのある低炭素都市づくり貢献等の観点から、熱源用水・水質改善用水等のパッケージ化利用を推進。 ・雨水利用によるトイレ用水、せせらぎ用水の供給の推進等による気候変動に伴う渇水リスク貢献にも取り組む。 ・国内で培われた再生水技術の海外展開について、日本が幹事国を務める国際標準化機構(ISO)の専門委員会(TG282)における国際標準化等を通じて取り組む。	-
5-3	下水道資源の有効利用の推進	下水道工展ネルギーの新	下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)による水素利用技術の普及(再掲)	下水汚泥の新たな利用形態として、2015年の燃料電池自動車市場投入に資する水素利用について技術実証を実施。	下水汚泥の利用率：約55%(平成23年)→約85%(平成32年)
5-3	下水道資源の有効利用の推進		下水汚泥の固形燃料のJIS化(再掲)	下水汚泥固形燃料の品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進するため、下水汚泥固形燃料をJIS化。	下水汚泥の利用率：約55%(平成23年)→約85%(平成32年)
5-3	下水道資源の有効利用の推進		下水管路更新機会と併せた下水熱利用の推進	下水管路更新とあわせて下水熱利用技術の実用化、下水熱ポテンシャルマップ開発により、管路更新と都市開発とのマッチング機会の拡大、産官学連携の協議会等による推進。	-
5-4	リサイクルポート施策の推進	リサイクルポート施策の推進		循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、港湾施設の整備等に対する総合的支援を講じることにより、リサイクル関係企業の集積を図り、循環資源の広域利用を推進する。	国内循環資源取引量におけるリサイクルポート指定港の国内シェア：37.5%(平成25年)→40%(平成29年度)
5-5	海面処分場の計画的な整備の推進	海面処分場の計画的な整備の推進	海面処分場の計画的な整備の推進	港湾の国際競争力を強化するための整備に伴う浚渫土砂や内陸部で最終処分場の確保が困難な廃棄物を確実に受け入れるため、海面処分場を計画的に確保する。	廃棄物を受け入れる海面処分場の残存確保年数：約7年(平成24年度)→7年(平成29年度)
5-5	海面処分場の計画的な整備の推進		広域処分場の計画的な整備の推進	大都市圏の地方自治体等が個々に確保することが困難である廃棄物処分場について、広域処分場の適切な整備を推進する。	-
5-5	海面処分場の計画的な整備の推進		港湾建設資源の広域利用の推進	首都圏の建設発生土を海上輸送により全国の港湾等の用地造成に用い、港湾建設資源の広域利用を促進する。これにより、再生資源の利用を促進させ、首都圏においては処分場の負担を、地方部においては土取りによる自然環境への影響を軽減させる。	-

各施策一覧表

IV. 分野横断的な取組

(表6)

6. 環境保全の行動変容施策等の継続的展開

項目番号	項目名	施策名	概要	目標
6-1	モビリティ・マネジメントによる自動車のかしこい利用等低炭素社会を支えるライフスタイル変容の促し	コミュニケーションによる国民の自発的行動変容の促進	小学生等を対象に、事例、教材の提供等を通じた教育普及活動等により、モビリティ・マネジメント施策を推進。	-
6-1	モビリティ・マネジメントによる自動車のかしこい利用等低炭素社会を支えるライフスタイル変容の促し	交通エコロジー教室の開催	国民生活に身近な問題である交通と環境の問題を広く国民に情報提供し、環境負荷の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するための場を国民に提供する。	-
6-1	モビリティ・マネジメントによる自動車のかしこい利用等低炭素社会を支えるライフスタイル変容の促し	表彰、セミナー等による行動変容の促進	・エコドライブ普及推進協議会活動を推進し、コンクール、講習、シンポジウム等を開催。 ・表彰や地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等により、エコ通勤を推進。 ・EST普及推進委員会活動等を通じて、セミナー開催により自家用自動車から自転車・公共交通機関等への利用転換を図る。	-
6-2	環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進	CASBEE住宅性能表示制度、BELSの活用	住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す建築環境総合性能評価システムの開発・普及を推進。	-
6-2	環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進	住宅性能表示制度の普及推進(再掲)	住宅品質確保法による、省エネ性能等住宅の性能について消費者に分かりやすく表示する制度(住宅性能表示制度)の普及を推進。	-
6-2	環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進	建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の開発・普及(再掲)	非住宅建築物の省エネルギーの性能について消費者に分かりやすく表示する制度(建築物の省エネルギー性能表示制度)の開発・普及を推進。	-
6-2	環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進	グリーン経営認証制度活用の拡大	トラック、バス、タクシー、内航海運、旅客船、港湾運送及び倉庫の各事業者の環境改善の努力を客観的に証明し、取組み意欲の向上等を図り、運輸部門における環境負荷の低減につなげていくための制度である「グリーン経営認証」について、当該制度の普及拡大を図り、運輸部門における環境負荷の更なる低減を目指す。	-
6-2	環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進	鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの促進(再掲)	『エコレールマーク』の更なる普及を図る。	-
6-2	環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進	海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進	・フェリー、RORO船、コンテナ船、自動車船を一定程度利用するモーダルシフト貢献企業を選定し、当該選定された企業にエコシップマークの使用を認める等の活用により船を利用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップモーダルシフト事業」を実施する。	-
6-2	環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進	運輸事業者等における環境配慮活動の選択への促し	・事業者への講習会等を通じて、グリーン経営認証制度の普及を促進。 ・交通・観光カーボンオフセットを普及するため、支援システムの運用やモデル事業の実施、セミナー等を開催。	-
6-2	環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進	政府実行計画等の着実な実施	「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、財・サービスの購入・使用、建築物の建築・管理その他の事務及び事業に関し、率先的な取組を実施する。	-
6-2	環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進	低炭素社会実行計画のフォローアップ	国土交通省所管業界団体等(21団体(※))の低炭素社会実行計画の透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上するよう、社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議による定期的なフォローアップを進めるとともに、未策定団体等への策定要請を実施。 (※)2013年度末までに策定予定の7団体を含む)	-
6-2	環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進	自動車及び内航海運分野における燃料消費量の正確な把握に資する統計の整備・見直し	内航海運における輸送量及び燃料消費量等を把握することを目的とする「内航船舶輸送統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)並びに自動車における燃料消費量を把握することを目的とする「自動車燃料消費量調査」(同一般統計調査)について、交通政策・環境政策のより精緻な評価及び国民への的確な情報提供等に資するため、整備・見直しを図り、精度向上を行う。	-
6-3	気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進	気候変動・防災に関する知識の普及啓発	気象災害や気候変動に関する正確な知識の普及啓発を行うことを目的として、「防災気象講演会」や「気候講演会」、「出前講座」等を実施する。	・気候変動に関する知識の普及啓発 ・防災意識の向上と、防災情報の有効な利用の促進

項目番号	項目名	施策名	概要	目標	
6-4	建設リサイクルの取り組みの普及啓発による建設リサイクル参画の推進	建設リサイクルの取り組みの普及啓発	業界全体のリサイクル参画と推進への意識の高揚に資するため、建設リサイクル技術発表会・展示会の開催や、リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰を通じて、建設リサイクルの推進に有用な取り組みや技術情報等の普及啓発を実施。	-	
6-5	環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進	河川・海・公園等をフィールドとする体験教育機会の拡大	河川における環境教育の推進	「川に学ぶ社会」の実現を目指して、子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また地域の子どもの体験活動の充実を図る「子どもの水辺」再発見プロジェクト」や川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進める。 また、学校教育との連携を強化するため、教科書出版社への説明会の開催や学校教育への教材提供を進める。	-
6-5	環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進		都市公園等における環境教育の推進	各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、環境教育プログラムの提供や環境学習ボランティアの育成を推進する。	-
6-5	環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進		海辺の環境教育の推進	再生した干潟等みなどの良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に、国土交通省の港湾事務所等が自治体や教育機関、NPO等と連携を図り自然体験活動や生物観察等を実施。	-
6-5	環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進		エコツーリズムを活用した体験、教育機会の拡大	地域と連携し、その地域の自然環境等を活用したエコツーリズムを促進することで、体験、教育機会の拡大につなげる。	自然体験活動・教育機会の拡大を図る
6-5	環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進	多様な主体の連携協働の促進	社会資本分野の生物多様性保全活動の促進のため、NPOの活動の好事例、地域における植生の分布等の情報を、パンフレットや、ICTの活用により、市民に分かりやすく提示。	-	
6-5	環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進	企業等による緑化を推進するための仕組みづくり	CSRを通じた企業の緑化活動について客観的な評価、認定等により、地域の環境改善への取り組みを誘導、支援。	-	

各施策一覧表

IV. 分野横断的な取組

(表7)

7. 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目番号	項目名	施策名	概要	目標	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	海運分野における国際的枠組み作りと技術研究開発・新技術の普及促進の一体推進	我が国の海運及び造船事業者が有する世界トップの省エネ・省CO2技術をベースに国際競争力を一層強化できるよう、民間による省エネ・省CO2技術の開発、実証及び普及を促進するとともに、燃費報告制度や経済規制の国際的枠組み作りを我が国主導にて推進する。 また、船舶からの硫黄酸化物(SOX)排出規制が早ければ2020年から世界全海域において強化される予定であることを踏まえ、SOXなどの環境汚染物質を含めた総合的な環境負荷の低減に向けた対策を戦略的に推進する。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	境導際航開技的的空術参枠一利加組野体用とみに的・先作お推海端りけ進外的のる展環主国	国際航空分野の気候変動対策への貢献	航空分野におけるCO2削減目標達成に向けたICAO(国際民間航空機関)での具体的方策検討の主導。	-
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	航空管制システム等の海外展開	新しい運航方式などCO2排出削減に資する航空管制システム等に係る海外展開の積極的な推進。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	下水再生水利用等の国際標準化	日本が幹事国を務める水の再利用に関するISOの専門委員会(TC282)で、灌漑利用(イスラエルが提案)、都市利用(中国が提案)、再生水利用システムにおけるリスクと性能の評価(日本が提案)について標準化を目指して、各分科委員会(SC)の設置を行う方向。 特に、リスクと性能の評価に関するSCにおいては本邦下水再生水技術に関する標準化を目指し、国内企業の国際競争力を高める。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	社会資本整備分野における気候変動対策事業の推進	社会資本整備分野における気候変動対策事業を形成するため、省内外の関係機関との情報交換、関係者への支援や助言等を行う。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)での国際協力	NOWPAPを通じ、大規模油汚染等対策について近隣諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取組む。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)への貢献	PEMSEAの枠組みにより、東アジア海域における環境保全と調和した持続可能な開発について、日本国内における過去の取組の知恵や経験等を先進事例として発信する。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	交通分野における国際協力の推進	交通分野における国際協力、連携・交流を強化し、アジア諸国との信頼関係を構築すると共に、環境をはじめとするアジアの交通分野の諸課題の解決を図る。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	国際社会における交通連携の確保	交通分野における地球温暖化問題等へのアジア諸国の意識を高めるとともに、我が国の環境技術の移転により、アジア諸国における温室効果ガス及び大気汚染の削減のための取組を強力に推進する。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	環境・省エネ建設技術の海外への普及促進	建設分野における環境・省エネ配慮をテーマとして、多国籍環境シンポジウム及び二国間環境カンファレンスを開催し、同分野における我が国の優れた技術を紹介するとともに、相手国における取り組みなど情報を共有することにより、相手の実情に即した課題解決の方策、協力の方向性等について意見交換を実施する。これらを通じて、当該技術の普及促進、国際競争力強化、国際協力の加速化を図る。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	世界水フォーラムを始めとする国際的な議論への参画	世界水フォーラムを始めとする国際会議への参加等により、世界の水問題に対する議論と行動をリードする。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	地球温暖化に伴う気候変動による水災害適応策についての国際貢献の推進	地球温暖化に伴う気候変動の環境変化に対して、我が国の適応策の優れた知見や経験、技術を、様々な手段を用いて世界へ発信し、世界の水関連災害分野の悪影響軽減に貢献する。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法(CASBEE)の開発・普及(再掲)	住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す建築環境総合性能評価システムの開発・普及を推進。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	鉄道分野における国際貢献	鉄道は、CO2排出量の少ない効率的な輸送機関として世界的に注目されており、米国、ブラジル、ベトナムの高速鉄道計画をはじめ多くの国が国家プロジェクトとして鉄道整備を積極的に検討、推進している。そのような中、我が国鉄道システムの海外展開を推進するため、官民連携の下でのトップセールスの実施、関係省庁と連携した公的金融による支援、我が国鉄道技術・規格の国際標準化に積極的に取り組んでいく。	-	
7-1	国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進	港湾分野における戦略的技術開発・国際貢献の推進	・APEC交通ワーキンググループ、港湾・海事専門家会合におけるグリーンボートの推進等、国際会議等の場を活用し、港湾の環境対策に係る先進的な取り組みを図る。 ・途上国に対して、港湾の環境対策に係るキャパシティビルディングを推進する。	-	

項目番号	項目名	施策名	概要	目標	
7-2	環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進	環境共生型都市開発の海外展開支援の推進	環境問題等に対応する我が国の幅広い先進技術・ノウハウ等をパッケージとして海外に展開するため、環境共生型都市開発の海外展開等の推進に関し、政府間協力枠組みの構築や民間コンソーシアムの形成支援等を実施。	-	
7-2	環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進		下水道分野における国際展開の推進	下水道グローバルセンター(GCUS)の活動を通じて、本邦下水道技術および本邦下水道事業運営ノウハウ等を移転して、海外の下水道事業の発展に貢献し、それをもって、世界の水環境の保全に貢献する。	約0.2兆円の内数(平成22年) →1兆円程度の内数(平成32年)
7-3	省エネ強化・再生可能エネルギー導入支援等に向けた環境貢献の高度化	柱1及び2の再掲			
7-3	省エネ強化・再生可能エネルギー導入支援等に向けた環境貢献の高度化	環境に優しい鉄道システムの開発	環境性能向上に資する鉄道の技術開発を推進する。	-	
7-4	気象情報による環境貢献の高度化	地球温暖化観測・監視機能の充実・強化(再掲)	従来の雲の監視による台風・集中豪雨等への対策を目的とした静止“気象”衛星に、地球環境監視機能等、新たな機能を付加した静止“地球環境観測”衛星の運用に向け、平成20年度から外部有識者を含めた検討を行い、平成26年度に打ち上げる。	静止“地球環境観測”衛星を打ち上げる(平成26年度)	
7-4	気象情報による環境貢献の高度化	地球温暖化適応策策定に資する監視・予測情報の提供(再掲)	地球温暖化の緩和策や適応策策定に資するため、温室効果ガス濃度の詳細な分布や気候変動に関する長期的な監視情報を提供するほか、気象庁における最新の数値気象シミュレーション技術を応用して、温暖化の進行に伴うわが国の気候の将来変化予測計算を実施し、大雨等の極端な現象の解析も含め、地域レベルにブレイクダウンした詳細な情報を提供する。	都道府県単位の温暖化予測情報を提供(平成32年度)	
7-4	気象情報による環境貢献の高度化	再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供(再掲)	再生可能エネルギー発電施設の立地選定のために、風や日射量、海水温などの観測データや過去の気候を精緻に解析したデータを提供していくとともに、気象予測の技術を高度化させ、再生可能エネルギー発電施設の安定運用にも貢献する。	長期再解析及び数値予報の更なる精緻化	
7-5	地球地図の整備による環境貢献の高度化	地球地図プロジェクトの推進	・地球地図国際運営委員会事務局運営を通じて地球環境の現状を正確に表す地球地図の整備・提供のために必要な技術開発と技術移転などの国際協力を推進する。 ・地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会(UNCE-GGIM)等の国際的な取組とも連携し、ニーズを踏まえ、より新しく、位置精度の高い地球地図の整備を推進。	・地球地図の整備・公開を引き続き進める。 ・利用者のニーズ、国際的な取組等もふまえ、より一層活用される地球地図データの整備、提供を実施。	
7-6	ICTを活用した環境貢献の高度化	ITS技術を活用した路車連携による交通流対策	ITSスポット等からの円滑化走行に資する情報提供と車の自動制御との連携により、渋滞発生箇所の渋滞緩和を目指す。	-	
7-6	ICTを活用した環境貢献の高度化	公共交通におけるビッグデータの活用	ビッグデータ及び情報通信技術(ICT)の活用可能性と課題について調査・検討し、利便性の高い新たな公共交通サービスの創出等を図る。	-	